屋外広告のてびき

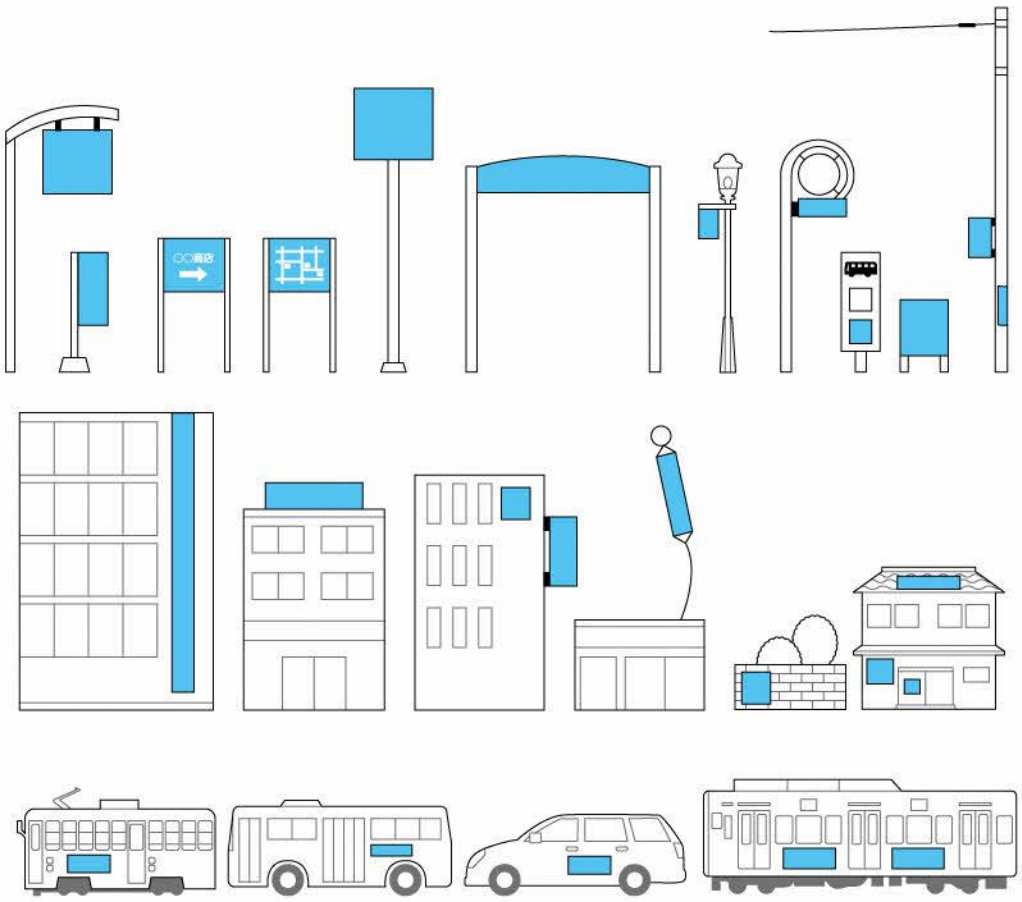

熊本市

背景と目的

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し又は公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法（以下「法」という。）が昭和24年に制定され、本市では、都市景観・自然景観など地域の環境と調和し、安全な屋外広告物の掲出のため、熊本市屋外広告物条例（以下「条例」という。）を制定し、平成8年4月1日から実施しております。

このてびきは、広告物を表示するにあたってのルールや手続きを、屋外広告物を表示する関係者はもとより、広く市民の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

本市のまち並みをより良い景観にしていくため、皆様のご協力をお願いいたします。

目　次

1. 屋外広告物の手続きの流れ……1
2. 屋外広告物について……2
3. 禁止広告物と禁止物件……4
4. 禁止地域と許可地域……5
5. 禁止地域と許可地域の確認……7
6. 規制を受けない広告物（適用除外）……8
7. 各地域別の基準……10
8. 熊本市景観計画で定める景観への配慮事項等……22
9. 許可申請……33
10. 屋外広告業の登録等……37
11. 管理義務と罰則等について……39

1. 屋外広告物の手続きの流れ

屋外広告物を表示・設置しようとする時は、許可申請が必要です。

□屋外広告物の要件に当てはまるか確認する	[屋外広告物とは]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P２
□表示・設置しようとする広告物の種類を確認する	[設置主体・用途及び目的による分類]・・・・・・ P２ [形態による分類]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P３
□禁止されている広告物と物件を確認する	[禁止広告物、禁止物件]・・・・・・・・・・・・・・・・・ P４
□表示・設置しようとする広告物の地域を確認する	[禁止地域]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P５ [許可地域]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P６ [禁止地域と許可地域の確認]・・・・・・・・・・・・・・ P７
□規制を受けない広告物か確認する	[規制を受けない広告物・・・・・・・・・・・・・ P８～P９（適用除外）]
□地域別のルールを確認する	[各地域別の基準]・・・・・・・・・・・・・・ P１０～P２１
□大規模な広告物を表示・設置しようとする時は、特定届出地区及び景観形成地区か確認する	[熊本市景観計画で定める・・・・・・・ P２２～P３２景観への配慮事項等]
□許可申請を行い、許可を得る	[申請の流れ]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P３３ [屋外広告物許可申請手数料一覧]・・・・・・・・ P３５
□許可後の義務	[広告物の管理義務と点検]・・・・・・・・・・・・・・ P３９ [罰則等]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P３９

熊本市内で屋外広告業を営もうとする場合、届出が必要です

□屋外広告業の登録と特例届出	[屋外広告業の登録等]・・・・・・・・・ P３７～P３８

2.屋外広告物について

屋外広告物とは【法第2条】

次の4つの要件全てに該当するものが、屋外広告物です。

1. 常時又は一定期間継続して表示されるもの
2. 屋外で表示されるもの
3. 公衆に表示されるもの
4. 看板、立看板、はり札及びはり紙並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

上記の4つの要件を満たしていれば、営利を目的としていないもの、自己の敷地内に掲出するもの、絵画や写真でも屋外広告物に該当します。

なお、このてびきで「広告物等」と表記しているものは、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を指します。

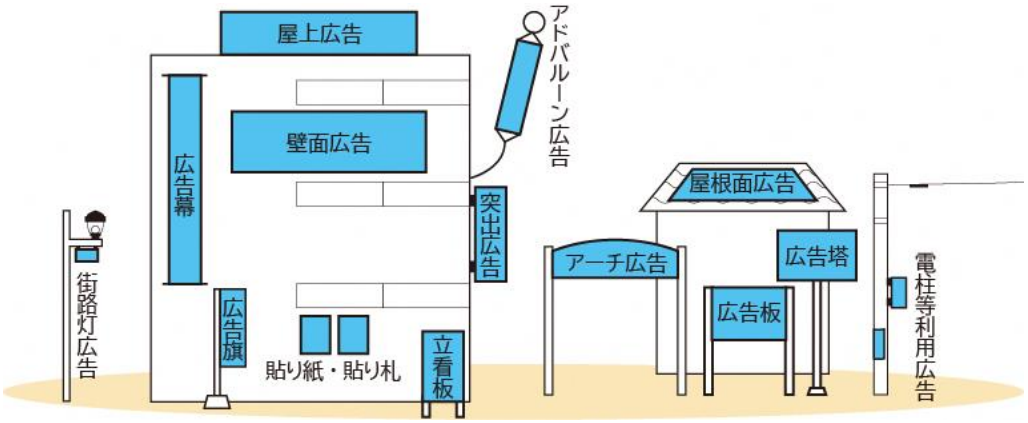

設置主体・用途及び目的による分類

広告物等の種類	定義
自家用広告物	• 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する広告物等
自己管理地用広告物	• 自己の管理する土地又は物件に管理上必要な表示(表示例:管理地○○会社／○○会社所有地／立入禁止)。
道標	• 矢印や距離を表示し、誘導を図るもの(表示例:○○会社　500m➡　)。
案内図板	• 町内案内板、観光案内板等で、地域を包括的に表示する総合案内
一般広告物	• 上記以外の広告物等

形態による分類【条例第 14 条】

広告物等の種類		定義
建植広告(広告塔、広告板、サインポール等)		耐久物で、土地に建てられ、又は建築物その他の物件に取り付けられたもの
屋上広告		建築物の屋上又は屋上構造物に設置され、又は表示されるもの(水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 を超える屋上構造物の側面に設置され、又は表示されるものを除く。)
壁面広告		耐久物で、建築物の壁面に設置されたもの又は建築物の壁面を利用して表示されたもの
屋根面広告		耐久物で、建築物の屋根面に設置されたもの又は建築物の屋根面を利用して表示されたもの
街路灯広告		耐久物で、街路灯に設置されたもの
標識等利用広告		耐久物で、バス停留所、消火栓の標識等に設置されたもの
アーチ広告		耐久物で、アーチ部分に設置されたもの
塀、垣広告		耐久物で、塀、垣に設置されたもの又は塀、垣を利用して表示されたもの
突出広告		耐久物で、壁面に突出して設置されたもの
電柱等利用広告		耐久物で、電柱に取り付けられ、又は巻き付けられたもの
アーケード内つり広告		アーケードからつり下げられた広告板等
簡易広告	貼り紙	紙等に印刷し、又は手書きされたものであって、建築物その他の工作物に、のり、テープ、押しピン等により貼り付けられたもの
	貼り札等	容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている貼り札その他これに類する広告物
	立看板等	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)
	広告旗	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)
	広告幕	布、ビニール等に表示し、建築物その他の物件に懸垂され、又は添架されるもの
特殊広告	アドバルーン	気球等を利用して、表示し、又は設置するもの

3.禁止広告物と禁止物件

市内のどこであっても掲出することを禁じている広告物等があります。

禁止広告物【条例第12条】次に掲げる広告物等は、いかなる場合も掲出することを禁じています。

（1）ひどく汚れたり、色が落ちたり、塗料などがはがれ落ちたりしたもの
（2）ひどく破損したり、又は老朽化したもの
（3）倒れたり、落下のおそれがあるもの
（4）信号機や道路標識などと似ていたり、これらの効用の妨げになりそうなもの
（5）道路を安全に通行することの妨げになりそうなもの

禁止物件【条例第5条】次に揚げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはいけません。

○第1項
（1）橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
（2）石垣及び擁壁の類
（3）街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹
（4）信号機、道路標識、歩道柵、駒止めその他これらに類するもの及び里程標の類
（5）電柱、街灯柱その他電柱の類で、市長が指定するもの
（6）消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
（7）郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
（8）送電塔、送受信塔及び照明塔
（9）煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
（10）銅像、神仏像及び記念碑の類
（11）景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

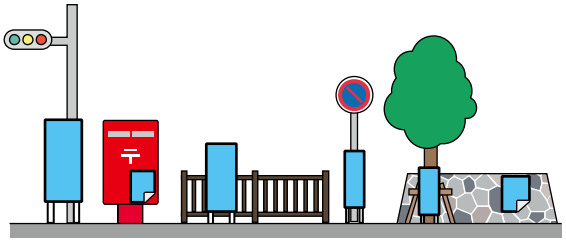

○第2項
市長が指定する電柱、街灯柱以外の、電柱、街灯柱その他電柱の類には、貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。
（電柱を利用した、巻付広告、突出広告は許可を得れば掲出可能。
参照「7.各地域別の基準」P10～21）

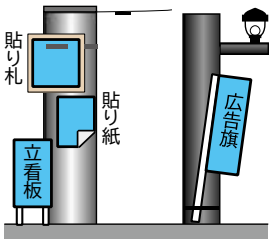

○第3項
道路の路面

4.禁止地域と許可地域

市内全域を、一般広告物を禁止している「禁止地域」と、一般広告物も掲出できる「許可地域」に分類して指定しています。

地域の特性に応じて、禁止地域を第一種禁止地域から第三種禁止地域、許可地域を第一種許可地域から第三種許可地域に分け、地域ごとに広告物等の許可基準を定めています。

禁止地域【条例第３条】

自然景観や快適な生活環境を保持するため、原則として広告物等を禁止し、良好な景観を守っていく地域です。

地域区分		適用地域
禁止地域	第一種禁止地域	・風致地区の緑地内（立田山緑地） ・自然公園の特別地域（金峰山、立田山の一部等）
	第二種禁止地域	・風致地区（江津湖風致地区、花岡山万日山風致地区等） ・文化財保護法による建造物等（熊本城等）、史跡名勝天然記念物（水前寺成趣園） ・熊本県文化財保護条例による建造物等（旧細川刑部邸、洋学校教師館等） ・熊本市文化財保護条例による建造物等（釣耕園、叢桂園等） ・都市公園（水前寺江津湖公園、白川公園等、緑地） ・熊本市景観計画による景観形成地区（戸島町の一部） ・道路の沿線（九州縦貫自動車道の路端から 500m以内の市街化調整区域等） ・古墳、墓地、社寺、火葬場等（千金甲古墳等）
	第三種禁止地域	・第1種、第2種低層住居専用地域（花園、島崎の一部等） ・道路、鉄道の沿線 ▸国道 57 号、国体道路南北線・東西線、熊本港線、北バイパス等主要な道路沿線の一部の路端から 100m以内 ▸JR 沿線、九州新幹線の一部沿線等の鉄道敷から 100m以内 ▸JR 沿線、九州新幹線の一部沿線《一般広告物のみを禁止する（空間規制）区間があります[P6 参照]》 ・官公署、学校、図書館、公会堂等の公共施設等

許可地域【条例第６条】

経済活動等を考慮して、許可により健全な景観を誘導していく地域です。

地域区分		適用地域
許可地域	第一種許可地域	・道路の沿線(国道 208 号の舞尾橋から鞍掛郵便局までの区間及び旧町道平原山本橋線との交点から熊本市と玉東町との交点までの区間)
	第二種許可地域	・禁止地域、第一種・第三種許可地域以外の地域(第1種、第2種中高層住居専用地域、第1種、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域等)
	第三種許可地域	・禁止地域以外の商業地域、近隣商業地域、工業地域、準工業地域

九州新幹線規制(第三種禁止地域)

九州新幹線の沿線は、一般広告物の掲出を規制しています。

○新幹線鉄道敷から500m

市街化調整区域、用途地域の指定のない区域

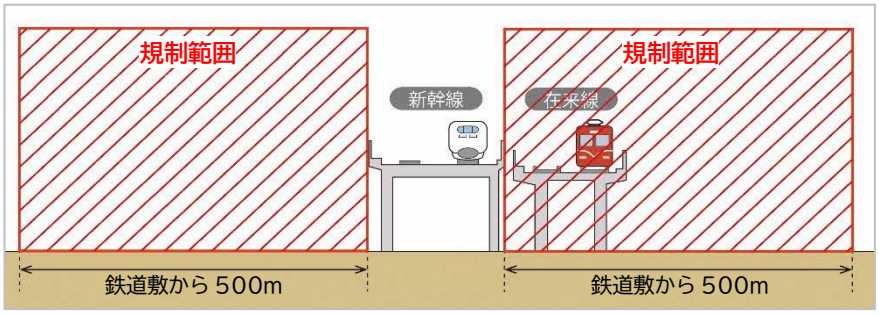

(禁止地域、許可地域含む)

○新幹線鉄道敷から100m

用途地域

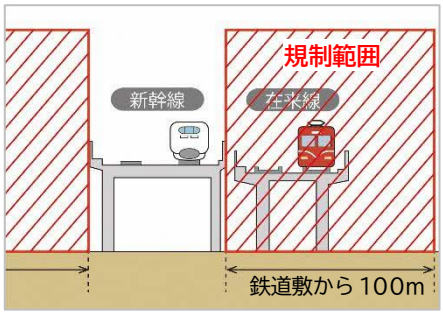

(禁止地域)

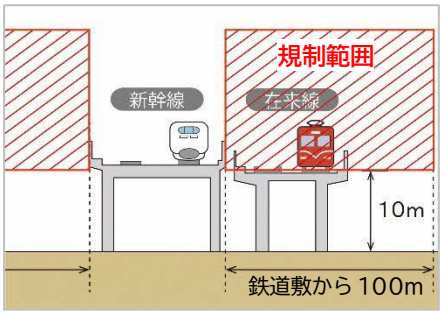

(許可地域)

・高架の高さを地上 10mとみなし、これに満たない場合はその高さより上の空間

5.禁止地域と許可地域の確認

各地域の規制の詳細は、熊本市ホームページの「熊本市地図情報サービス」で確認できます。

熊本市地図情報サービスの利用方法

○熊本市ホームページの画面です。

①画面下にスクロール

①スクロール

②電子行政サービスにある「熊本市地図情報サービス」をクリック

○「熊本市地図情報サービス」のトップページの画面です。

屋外広告物規制をクリック。

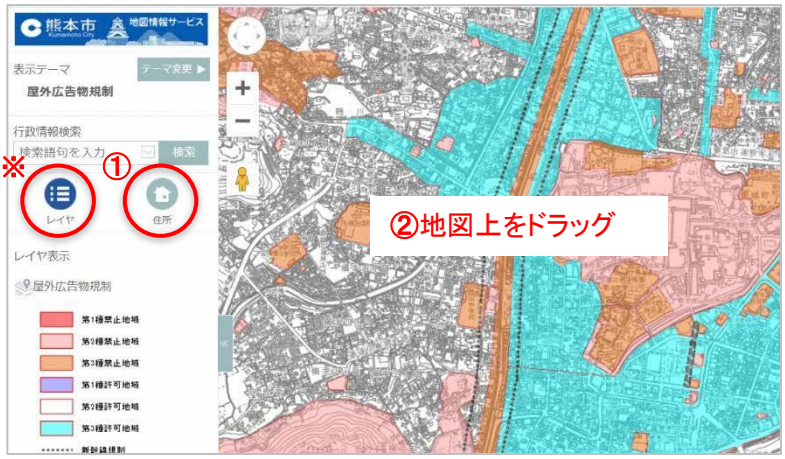

○「屋外広告物規制」の画面です。

以下の方法で検索し、凡例を見て該当する地域を確認してください。

①住所をクリックし、区と町域以下の住所を選択

※レイヤをクリックすると、凡例が表示されます。

②地図上をドラッグすると規制地域の確認ができます。

※地域等が不明な場合は、都市デザイン課（屋外広告物班）へお尋ねください。

6.規制を受けない広告物(適用除外)【条例第 10 条】

以下の要件の広告物は、禁止地域や禁止物件等に表示できます。

〇禁止地域、禁止物件、許可申請、広告物活用地区、景観保全型広告整備地区、広告物協定地区の規定は、適用されません。

手続き	広告物の種類・要件	禁止地域に表示できる	禁止物件に表示できる
事前協議、設置届要	□国又は地方公共団体が公共目的をもって表示する広告物又は掲出物件	〇	〇
申請不要	□法令の規定により表示する広告物又は掲出物件	〇	〇
申請不要	□公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又は掲出物件 □公職選挙法による政治活動のためのポスター	〇	〇
申請不要	□公益上必要な施設又は物件で市長が指定するもの(道標、案内図板、公共掲示板、防犯灯)に寄贈者名を表示する広告物又は物件 ▸ 寄贈者名等の表示面積は、0.5 ㎡以内(表示は 1 件につき 1 個) ▸ 表示方向から見た場合における当該施設又は物件の投影面積の 20 分の 1 以内	〇	〇

〇禁止地域、許可申請の規定は適用されません。

手続き	広告物の種類・要件	禁止地域に表示できる	禁止物件に表示できる
申請不要	□自家用広告物 ▸ 第一種禁止地　1事業所等につき2㎡以内 ▸ 第二・三種禁止地域　1事業所等につき5㎡以内 ▸ 許可地域　1事業所等につき10㎡以内	〇	×
申請不要	□自己の管理する土地又は物件に管理上必要な広告物等 ▸ 禁止地域　1団の土地又は 1 物件につき1㎡以内 ▸ 許可地域　1団の土地又は 1 物件につき3㎡以内	〇	×
申請不要	□工事現場の仮塀、仮囲いに表示するもの ▸ 工事期間中に限り表示するもの ▸ 宣伝用でないもの	〇	×
申請不要	□冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件(但し、街灯柱等禁止物件への掲出はできません)	〇	×
申請不要	□講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件	〇	×
申請不要	□電車又は自動車に表示される広告物(次ページの基準に適合するもの)	〇	×
申請不要	□人、動物又は車両(電車及び自動車を除く。)、船舶等の広告物	〇	×
事前協議、設置届要	□法令の規定により国の行政機関又は他の地方公共団体とみなされ景観法第 16 条第 5 項の規定が準用される法人及び自治会	〇	×
申請不要	□地方公共団体が設置する公共掲示板に当該地方公共団体の定めるところにより表示する広告物(コミュニティボード)	〇	×

(次ページにつづく)

〇禁止地域、許可申請の規定は適用されません。(つづき)

手続き	広告物の種類・要件	禁止地域に表示できる	禁止物件に表示できる
設置届要	□営利を目的としない活動のために表示するもの(貼り紙、貼り札等、広告幕、広告旗及び立看板等) ▸ 収益を目的としない宣伝、行事、催物等。政治活動、宗教活動又は労働運動のための宣伝、集会、行事、催物等 ▸ 表示期間:30 日以内 ▸ 表示面積:貼り札等、広告旗‥1 ㎡以下 立看板等‥2 ㎡以下 広告幕‥20 ㎡以下	〇	×

〇禁止物件第 1 項(P5)の規定は適用されません。

手続き	広告物の種類・要件	禁止地域に表示できる	禁止物件に表示できる
申請必要	□石垣及び擁壁の類に表示する自家用広告物 ▸ 第一種禁止地域　2㎡以内 ▸ その他の地域　5㎡以内	×	〇
申請必要	□送電塔、送受信塔及び照明塔並びに煙突及びガスタンク、水道タンク、その他タンク類に表示する自家用広告物 ▸ 第一種禁止地域　2㎡以内 ▸ その他の地域　5㎡以内	×	〇

□電車・自動車に表示される一般広告物の適用基準

手続き	広告物の種類・要件			禁止地域に表示できる	禁止物件に表示できる
申請不要	 電車(路面電車を除く。)に表示される広告物 ▸ 表示面積:車体各面の面積の 10%以内	 路面電車に表示される広告物 ▸ 表示合計面積:5.3 ㎡以内	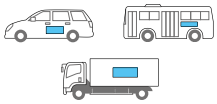 自動車に表示される広告物 ▸ 表示面積:車体前面、後面及び側面の面積の合計 6%以内	〇	×

※表示方法:蛍光、発光又は反射を伴う材料を使用しないこと。

□電車・自動車に表示される自家用広告物の適用基準

手続き	広告物の種類・要件	禁止地域に表示できる	禁止物件に表示できる
申請不要	 ▸ 電車・自動車の所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは商標、自己の事業の内容を表示することができる。 ▸ 自動車で運輸支局又は自動車検査登録事務所に係る自動車登録番号を有し使用の本拠の位置が本市の区域外の存ずるものに、当該使用の本拠の位置の属する地方公共団体において適用される広告物に関する条例の規定に従って表示される広告物	〇	×

7. 各地域別の基準

第一種 禁止地域

共通基準と広告物種類毎の基準の両方に適合する必要があります。

第一種禁止地域の共通基準 Ⅰ

- ☐ 一般広告物掲出禁止
- ☐ 許可を受けて掲出できる広告合計面積
  - 自家用広告物 ➡ 一の建築物(建築物がない場合にあっては、一団の土地)につき合計面積 10 ㎡以内(倉庫等は除く)
  - ただし 1 表示面 5 ㎡以内
- ☐ 許可申請不要:自家用広告物　合計面積 2 ㎡以内

広告物種類毎の基準

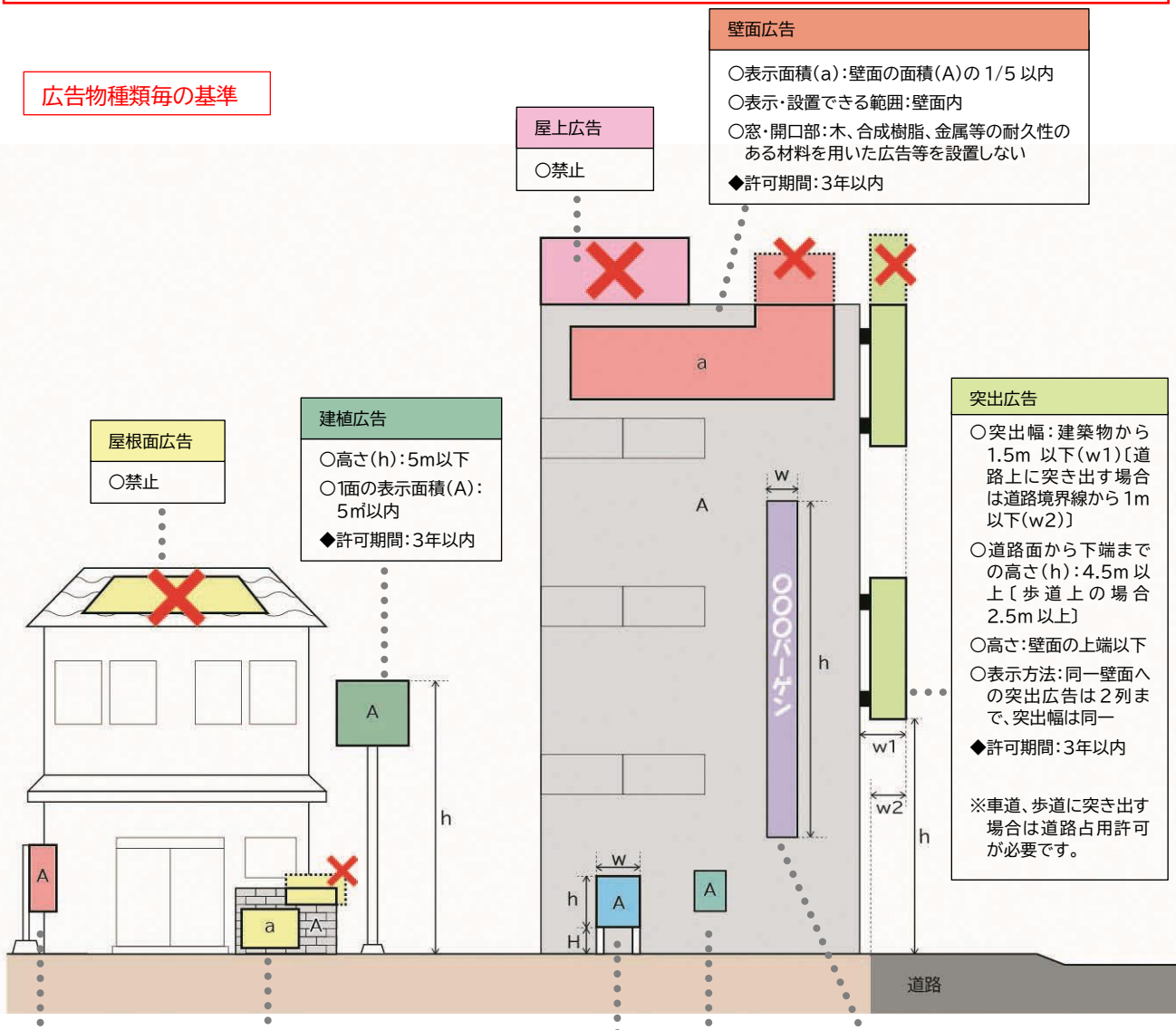

壁面広告
- ○表示面積(a):壁面の面積(A)の 1/5 以内
- ○表示・設置できる範囲:壁面内
- ○窓・開口部:木、合成樹脂、金属等の耐久性のある材料を用いた広告等を設置しない
- ◆許可期間:3年以内

屋上広告
- ○禁止

突出広告
- ○突出幅:建築物から 1.5m 以下(w1)〔道路上に突き出す場合は道路境界線から 1m 以下(w2)〕
- ○道路面から下端までの高さ(h):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
- ○高さ:壁面の上端以下
- ○表示方法:同一壁面への突出広告は 2 列まで、突出幅は同一
- ◆許可期間:3年以内

※車道、歩道に突き出す場合は道路占用許可が必要です。

建植広告
- ○高さ(h):5m以下
- ○1面の表示面積(A):5㎡以内
- ◆許可期間:3年以内

屋根面広告
- ○禁止

広告旗
- ○1面の表示面積(A):1 ㎡以内
- ◆許可期間:30日以内

塀、垣広告
- ○表示面積(a):塀・垣の面積(A)の 1/2以内
- ○表示・設置できる範囲:塀・垣の内側、塀・垣から突き出さない
- ◆許可期間:3年以内

立看板等
- ○大きさ:横(w)1m以下、縦(h)2m以下
- ○脚の長さ(H):0.5m以下
- ◆許可期間:30日以内
- ※原則、車道、歩道上には掲出できません。

貼り紙・貼り札等
- ○表示面積(A):1 ㎡以内
- ◆許可期間:30日以内

広告幕
- ○壁面を利用する場合(懸垂幕)の大きさ:幅(w)1.8m以下、長さ(h)20m以下
- ○道路を横断する場合の道路面から下端までの高さ:4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
- ◆許可期間:30 日以内

第一種　禁止地域

第一種禁止地域の共通基準　Ⅱ

- ☐ 露出したネオン管・赤色のネオン管・光源が点滅するネオン管は禁止。
- ☐ 蛍光塗料は禁止。
- ☐ 電光表示装置・映像表示装置は禁止。
- ☐ 地色に赤色・黄色を使用しない。
- ☐ 電飾は、昼間も景観を損なわず点滅速度も穏やかなこと。
- ☐ 周囲の建築物、景観と調和すること。
- ☐ 熊本市景観計画に定められた広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項に適合すること。(P22～32 参照)

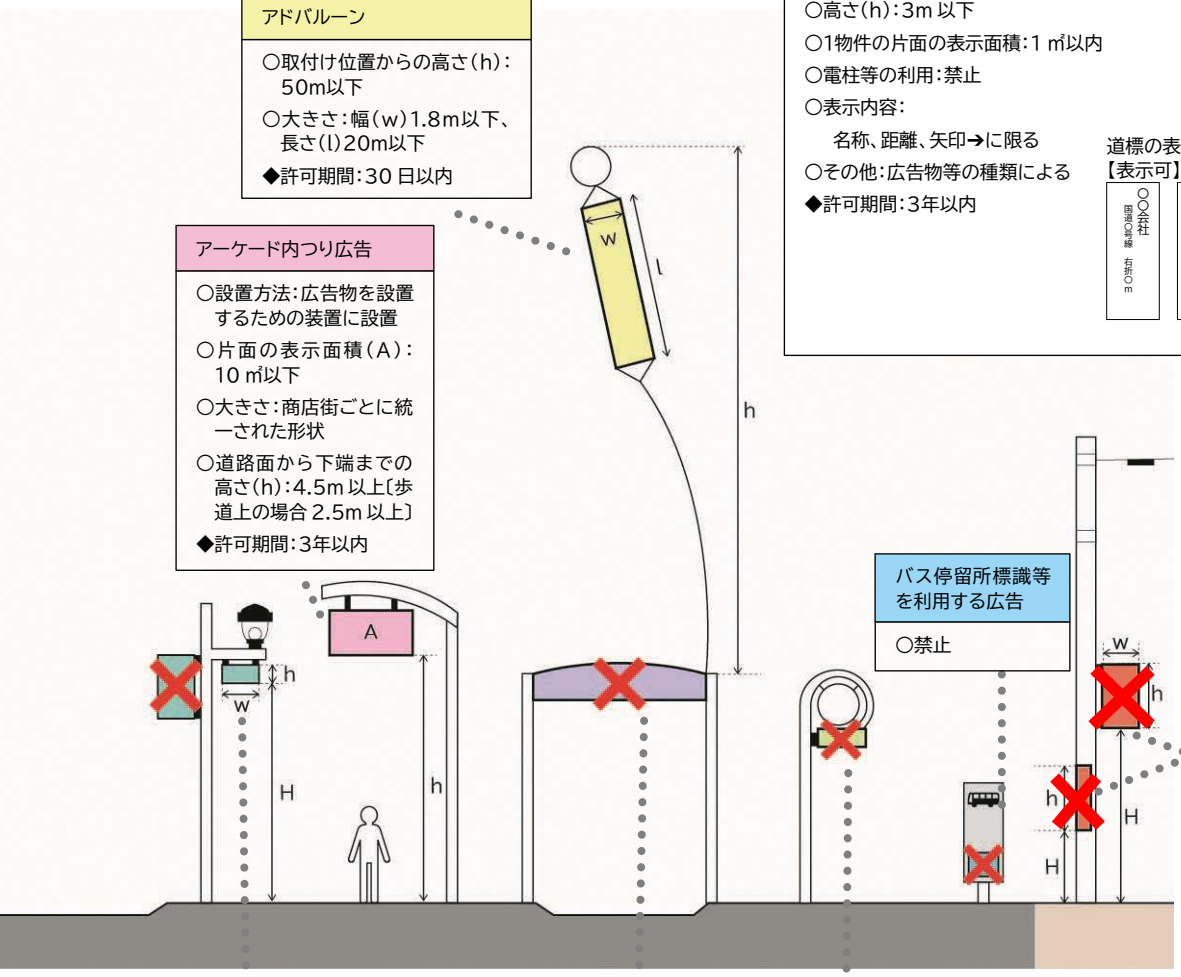

アドバルーン

○取付け位置からの高さ(h)：50m以下
○大きさ：幅(w)1.8m以下、長さ(l)20m以下
◆許可期間：30 日以内

アーケード内つり広告

○設置方法：広告物を設置するための装置に設置
○片面の表示面積（A）：10 ㎡以下
○大きさ：商店街ごとに統一された形状
○道路面から下端までの高さ(h)：4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
◆許可期間：3年以内

道標、案内図板

○高さ(h)：3m 以下
○1物件の片面の表示面積：1 ㎡以内
○電柱等の利用：禁止
○表示内容：
　名称、距離、矢印➔に限る
○その他：広告物等の種類による
◆許可期間：3年以内

道標の表示例
【表示可】
○○会社 国道○号線 右折○m
○○展示場まで 次の角を左折○m
【表示不可】
○○承ります ○○会社 国道○号線 右折○m
宅地分譲中 ○○住宅 次の角を左折○m

バス停留所標識等を利用する広告

○禁止

電柱等利用広告

○原則禁止
（注）電柱管理番号等、自家用広告物のみ掲出可能

街路灯広告

○表示方法：街路灯 1 本に 1 個、巻付け広告・直塗広告は禁止
○大きさ：縦(h)0.3m 以下、横(w)0.6m 以下、規格を統一
○道路面から下端までの高さ(H)：4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
○取付け方向：道路中央側に取付けない
○表示・設置主体：商店街、自治会、町内会等
◆許可期間：3年以内

アーチ広告

○禁止

消火栓標識を利用する広告

○禁止

各地域別の基準

第二種 禁止地域

共通基準と広告物種類毎の基準の両方に適合する必要があります。

第二種禁止地域の共通基準 Ⅰ

- ☐ 一般広告物掲出禁止
- ☐ 許可を受けて掲出できる広告合計面積
  自家用広告物 ➡ 一の建築物(建築物がない場合にあっては、一団の土地)につき合計面積 15 ㎡以内(倉庫等は除く)
- ☐ 許可申請不要:自家用広告物 合計面積 5 ㎡以内

広告物種類毎の基準

屋上広告

屋上広告
- ○高さ(h):地上から下端までの高さ(H)の 1/5 以内
- ○地上から上端までの高さ(H+h):33m 以下
- ○表示・設置できる範囲:建築物の壁面の真上垂直面以内
- ○形態意匠:支柱等が見えないよう外枠等で覆うこと
- ◆許可期間:3年以内

壁面広告
- ○表示面積(a):壁面の面積(A)の 1/3 以内
- ○表示・設置できる範囲:壁面内
- ○窓・開口部:木、合成樹脂、金属等の耐久性のある材料を用いた広告等を設置しない
- ◆許可期間:3年以内

建植広告
- ○高さ(h):10m 以下
- ○1 面の表示面積(A):10 ㎡以内〔高さ 5m 以下の場合は 15 ㎡以内〕
- ◆許可期間:3年以内

屋根面広告
- ○禁止

突出広告
- ○突出幅:建築物から 1.5m 以下(w1)〔道路上に突き出す場合は道路境界線から 1m 以下(w2)〕
- ○道路面から下端までの高さ(h):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
- ○高さ:壁面の上端以下
- ○表示方法:同一壁面への突出広告は 2 列まで、突出幅は同一
- ◆許可期間:3年以内

※車道、歩道に突き出す場合は道路占用許可が必要です。

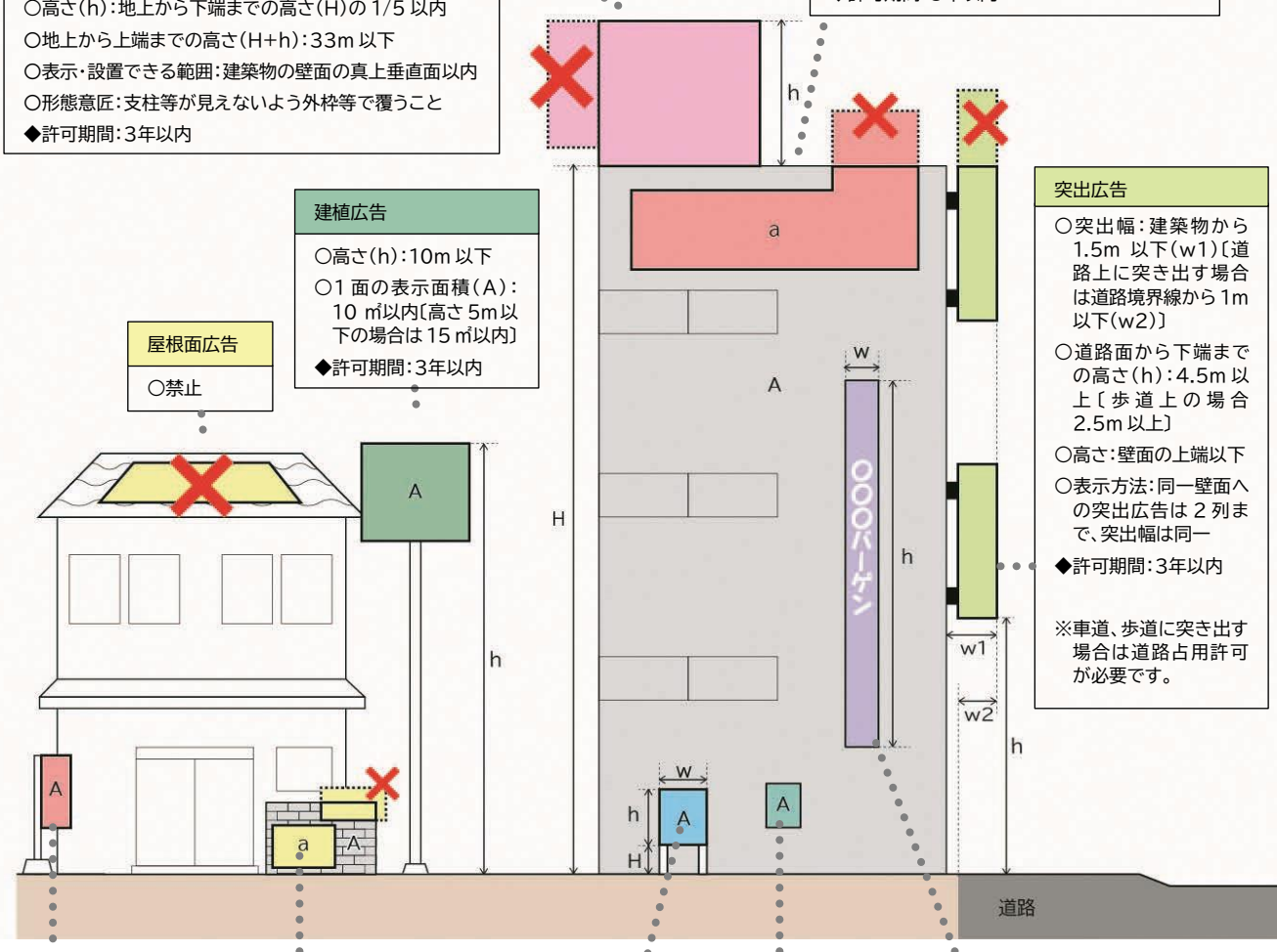

広告旗
- ○1面の表示面積(A):1 ㎡以内
- ◆許可期間:30 日以内

塀、垣広告
- ○表示面積(a):塀・垣の面積(A)の 1/2 以内
- ○表示・設置できる範囲:塀・垣の内側、塀・垣から突き出さない
- ◆許可期間:3年以内

立看板等
- ○大きさ:横(w)1m以下、縦(h)2m以下
- ○脚の長さ(H):0.5m以下
- ◆許可期間:30 日以内
- ※原則、車道、歩道上には掲出できません。

貼り紙・貼り札等
- ○表示面積(A):1 ㎡以内
- ◆許可期間:30 日以内

広告幕
- ○壁面を利用する場合(懸垂幕)の大きさ:幅(w)1.8m 以下、長さ(h)20m以下
- ○道路を横断する場合の道路面から下端までの高さ:4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
- ◆許可期間:30 日以内

第二種　禁止地域

第二種禁止地域の共通基準　Ⅱ

- ☐ 露出したネオン管・赤色のネオン管・光源が点滅するネオン管は禁止。
- ☐ 蛍光塗料は禁止。
- ☐ 電光表示装置・映像表示装置は禁止。
- ☐ 電飾は、昼間も景観を損なわず点滅速度も穏やかなこと。
- ☐ 周囲の建築物、景観と調和すること。
- ☐ 熊本市景観計画に定められた広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項に適合すること。(P22～32 参照)

道標

○高さ(h)：5m 以下
○1物件の片面の表示面積：2 ㎡以内(2事業所等の共同看板は3㎡以内、3事業所等の共同看板は5㎡以内)
○電柱等の利用：禁止
○表示内容：
　名称、距離、矢印➔に限る
○その他：広告物等の種類による
◆許可期間：3年以内

道標の表示例

【表示可】

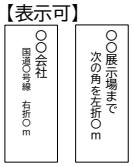

【表示不可】

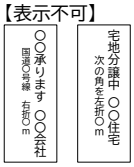

アドバルーン

○取付け位置からの高さ(h)：50m以下
○大きさ：幅(w)1.8m以下、長さ(l)20m以下
◆許可期間：30日以内

アーケード内つり広告

○設置方法：広告物を設置するための装置に設置
○片面の表示面積(A)：10 ㎡以下
○大きさ：商店街ごとに統一された形状
○道路面から下端までの高さ(h)：4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
◆許可期間：3年以内

案内図板

○高さ(h)：5m以下
○1物件の表示面積の合計：5 ㎡以内
○電柱等の利用：禁止
○その他：広告物等の種類による
◆許可期間：3年以内

バス停留所標識等を利用する広告

○禁止

電柱等利用広告

○原則禁止
（注）電柱管理番号等、自家用広告物のみ掲出可能

街路灯広告

○表示方法：街路灯 1 本に 1 個、巻付け広告・直塗広告は禁止
○大きさ：縦(h)0.3m 以下、横(w)0.6m 以下、規格を統一
○道路面から下端までの高さ(H)：4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
○取付け方向：道路中央側に取付けない
○表示・設置主体：商店街、自治会、町内会等
○地色：赤色・黄色は禁止
◆許可期間：3年以内

アーチ広告

○禁止

消火栓標識を利用する広告

○禁止

各地域別の基準

第三種 禁止地域

共通基準と広告物種類毎の基準の両方に適合する必要があります。

第三種禁止地域の基本基準 Ⅰ

○ 一般広告物掲出禁止

□ 許可を受けて掲出できる広告合計面積

自家用広告物 ➡ 一の建築物(建築物がない場合にあっては、一団の土地)につき合計面積 50 ㎡以内(倉庫等は除く)

(国道 57 号線沿線の一部及び国体道路東西沿線の一部にあっては 100 ㎡)

□ 許可申請不要:自家用広告物 合計面積 5 ㎡以内

広告物種類毎の基準

屋上広告

○高さ(h):地上から下端までの高さ(H)の 1/3 以内
○地上から上端までの高さ(H+h):52m 以下
○表示・設置できる範囲:建築物の壁面の真上垂直面以内
○形態意匠:支柱等が見えないよう外枠等で覆うこと
◆許可期間:3年以内

壁面広告

○表示面積(a):壁面の面積(A)の 1/3 以内
○表示・設置できる範囲:壁面内
○窓・開口部:木、合成樹脂、金属等の耐久性のある材料を用いた広告等を設置しない
◆許可期間:3年以内

建植広告

○高さ(h):10m 以下
○1 面の表示面積(A):10 ㎡以内〔高さ 5m 以下の場合は 15 ㎡以内〕
◆許可期間:3年以内

屋根面広告

○禁止

突出広告

○突出幅:建築物から 1.5m 以下(w1)〔道路上に突き出す場合は道路境界線から 1m 以下(w2)〕
○道路面から下端までの高さ(h):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
○高さ:壁面の上端以下
○表示方法:同一壁面への突出広告は 2 列まで、突出幅は同一
◆許可期間:3年以内

※車道、歩道に突き出す場合は道路占用許可が必要です。

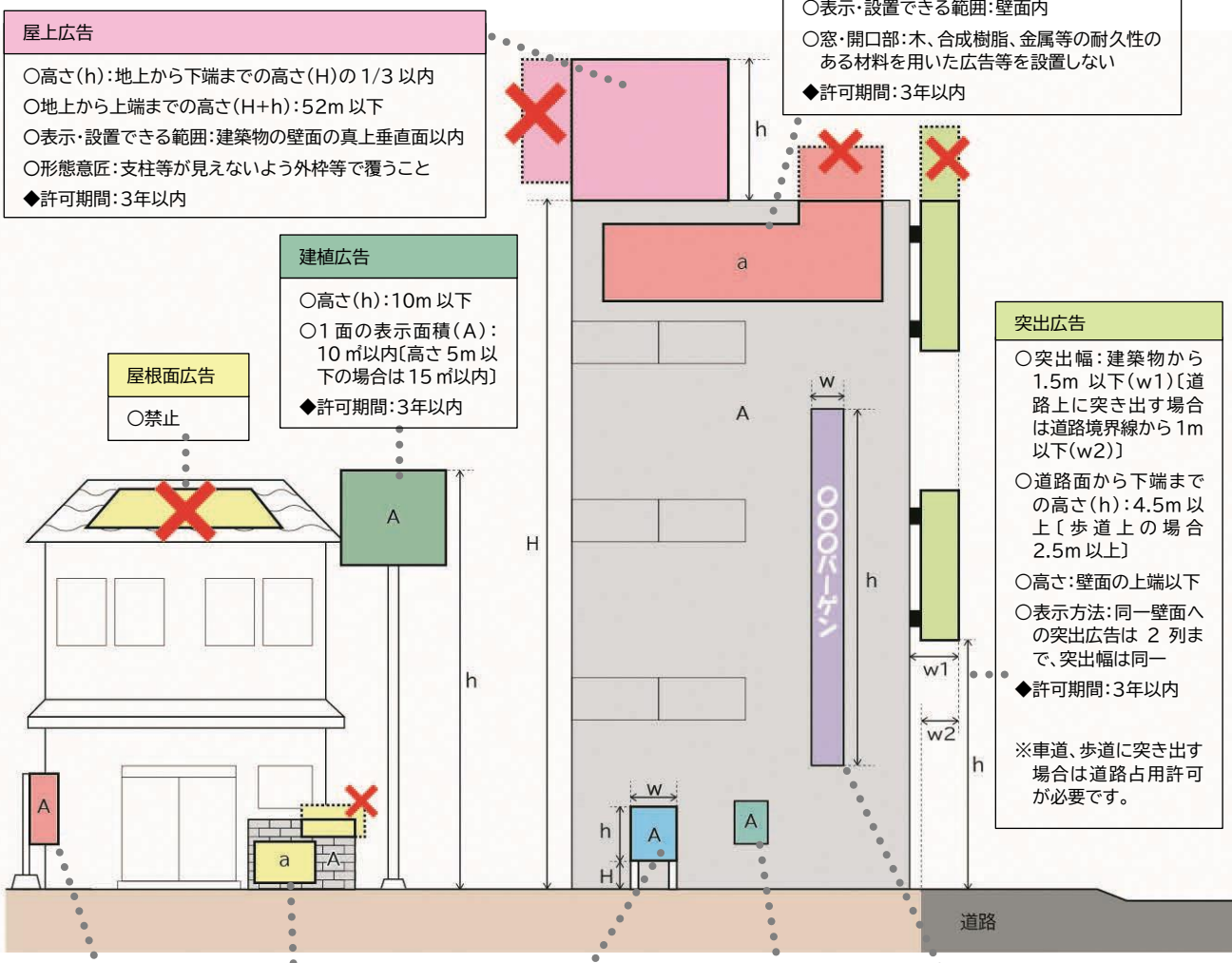

広告旗

○1面の表示面積(A):1 ㎡以内
◆許可期間:30日以内

塀、垣広告

○表示面積(a):塀・垣の面積(A)の 1/2 以内
○表示・設置できる範囲:塀・垣の内側、塀・垣から突き出さない
◆許可期間:3年以内

立看板等

○大きさ:横(w)1m以下、縦(h)2m以下
○脚の長さ(H):0.5m以下
◆許可期間:30日以内
※原則、車道、歩道上には掲出できません。

貼り紙・貼り札等

○表示面積(A):1 ㎡以内
◆許可期間:30日以内

広告幕

○壁面を利用する場合(懸垂幕)の大きさ:幅(w)1.8m以下、長さ(h)20m以下
○道路を横断する場合の道路面から下端までの高さ:4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
◆許可期間:30日以内

第三種 禁止地域

第３種禁止地域の共通基準 Ⅱ

- ☐ 露出したネオン管・赤色のネオン管・光源が点滅するネオン管は禁止。
- ☐ 蛍光塗料は禁止。
- ☐ 電光表示装置・映像表示装置は禁止。
- ☐ 電飾は、昼間も景観を損なわず点滅速度も穏やかなこと。
- ☐ 周囲の建築物、景観と調和すること。
- ☐ 熊本市景観計画に定められた広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項に適合すること。(P22～32 参照)

道標

○高さ(h):5m以下
○1物件の片面の表示面積:2㎡以内(2事業所等の共同看板は3㎡以内、3事業所等の共同看板は5㎡以内)
○電柱等の利用:近隣の施設又は事業所等に誘導するもの
○表示内容:名称、距離、矢印➔に限る
○その他:広告物等の種類による
◆許可期間:3年以内

道標の表示例

【表示可】

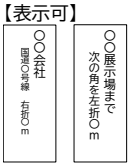

【表示不可】

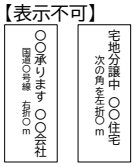

アドバルーン

○取付け位置からの高さ(h):50m以下
○大きさ:幅(w)1.8m以下、長さ(l)20m以下
◆許可期間:30 日以内

アーケード内つり広告

○設置方法:広告物を設置するための装置に設置
○片面の表示面積(A):10 ㎡以下
○大きさ:商店街ごとに統一された形状
○道路面から下端までの高さ(h):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
◆許可期間:3年以内

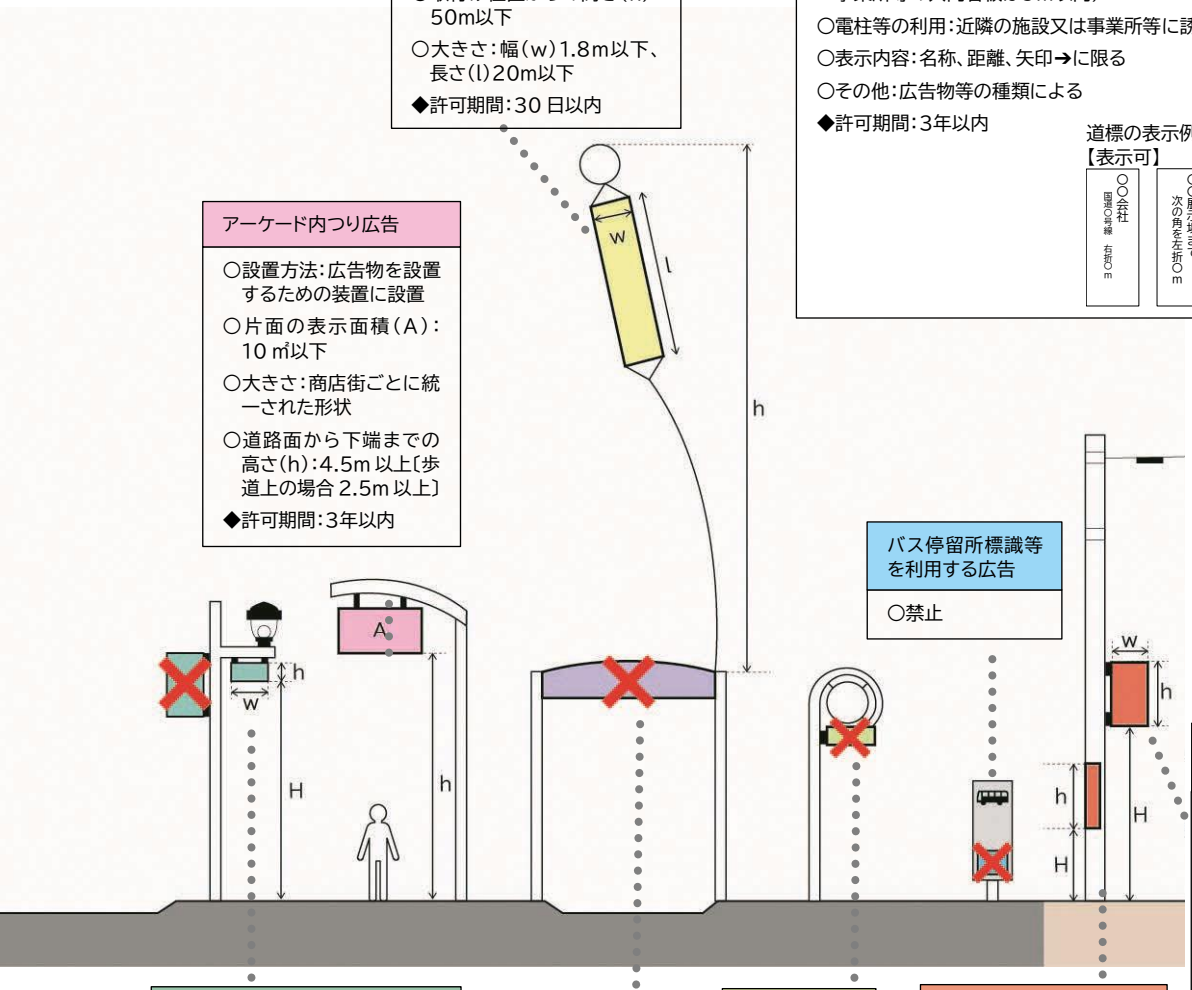

バス停留所標識等を利用する広告

○禁止

案内図板

○高さ(h):5m以下
○1物件の表示面積の合計:5 ㎡以内
○電柱等の利用:近隣の施設又は事業所等に誘導するもの
○その他:広告物等の種類による
◆許可期間:3年以内

電柱等利用広告(突出広告)

○個数:電柱１本に１個
○大きさ:縦(h)1.2m 以下、横(w)0.6m 以下
○道路面から下端までの高さ(H):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
○取付け方向:道路中央側に取付けない
○地色:赤色・黄色は禁止
◆許可期間:3年以内
◆表示は、近隣の施設又は事業所等に誘導するものに限る

街路灯広告

○表示方法:街路灯１本に１個、巻付け広告・直塗広告は禁止
○大きさ:縦(h)0.3m 以下、横(w)0.6m 以下、規格を統一
○道路面から下端までの高さ(H):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
○取付け方向:道路中央側に取付けない
○表示・設置主体:商店街、自治会、町内会等
○地色:赤色・黄色は禁止
◆許可期間:3年以内

アーチ広告

○禁止

消火栓標識を利用する広告

○禁止

電柱等利用広告(巻付け広告)

○個数:電柱１本に１個
○長さ(h):1.8m 以下
○地上から下端までの高さ(H):1.2m 以上
○取付け方向:道路中央側に取付けない
○地色:赤色・黄色は禁止
◆許可期間:3年以内
◆表示は、近隣の施設又は事業所等に誘導するものに限る

各地域別の基準

第一種 許可地域

共通基準と広告物種類毎の基準の両方に適合する必要があります。

第一種許可地域の共通基準 Ⅰ

□ 許可を受けて掲出できる広告合計面積
　1事業所等又は一団の土地につき合計面積 50 ㎡以内
□ 許可申請不要：自家用広告物　合計面積 10 ㎡以内

広告物種類毎の基準

屋上広告
- ○高さ(h)：地上から下端までの高さ(H)の 1/3 以内
- ○地上から上端までの高さ(H+h)：52m 以下
- ○表示・設置できる範囲：建築物の壁面の真上垂直面以内
- ○形態意匠：支柱等が見えないよう外枠等で覆うこと
- ◆許可期間：3年以内

壁面広告
- ○表示面積(a)：壁面の面積(A)の 1/2 以内
- ○表示・設置できる範囲：壁面内
- ○窓・開口部：木、合成樹脂、金属等の耐久性のある材料を用いた広告等を設置しない
- ◆許可期間：3年以内

屋根面広告
- ○表示面積(a)：屋根面の面積(A)の 1/2 以内
- ○屋根面内で表示し、又は設置すること
- ○窓又は開口部をふさいで表示し、又は設置しないこと
- ◆許可期間：3年以内

建植広告
- ○高さ(h)：10m 以下
- ○1 面の表示面積(A)：10 ㎡以内〔高さ 5m 以下の場合は 15 ㎡以内〕
- ◆許可期間：3年以内

突出広告
- ○突出幅：建築物から 1.5m 以下(w1)〔道路上に突き出す場合は道路境界線から 1m 以下(w2)〕
- ○道路面から下端までの高さ(h)：4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
- ○高さ：壁面の上端以下
- ○表示方法：同一壁面への突出広告は 2 列まで、突出幅は同一
- ◆許可期間：3年以内

※車道、歩道に突き出す場合は道路占用許可が必要です。

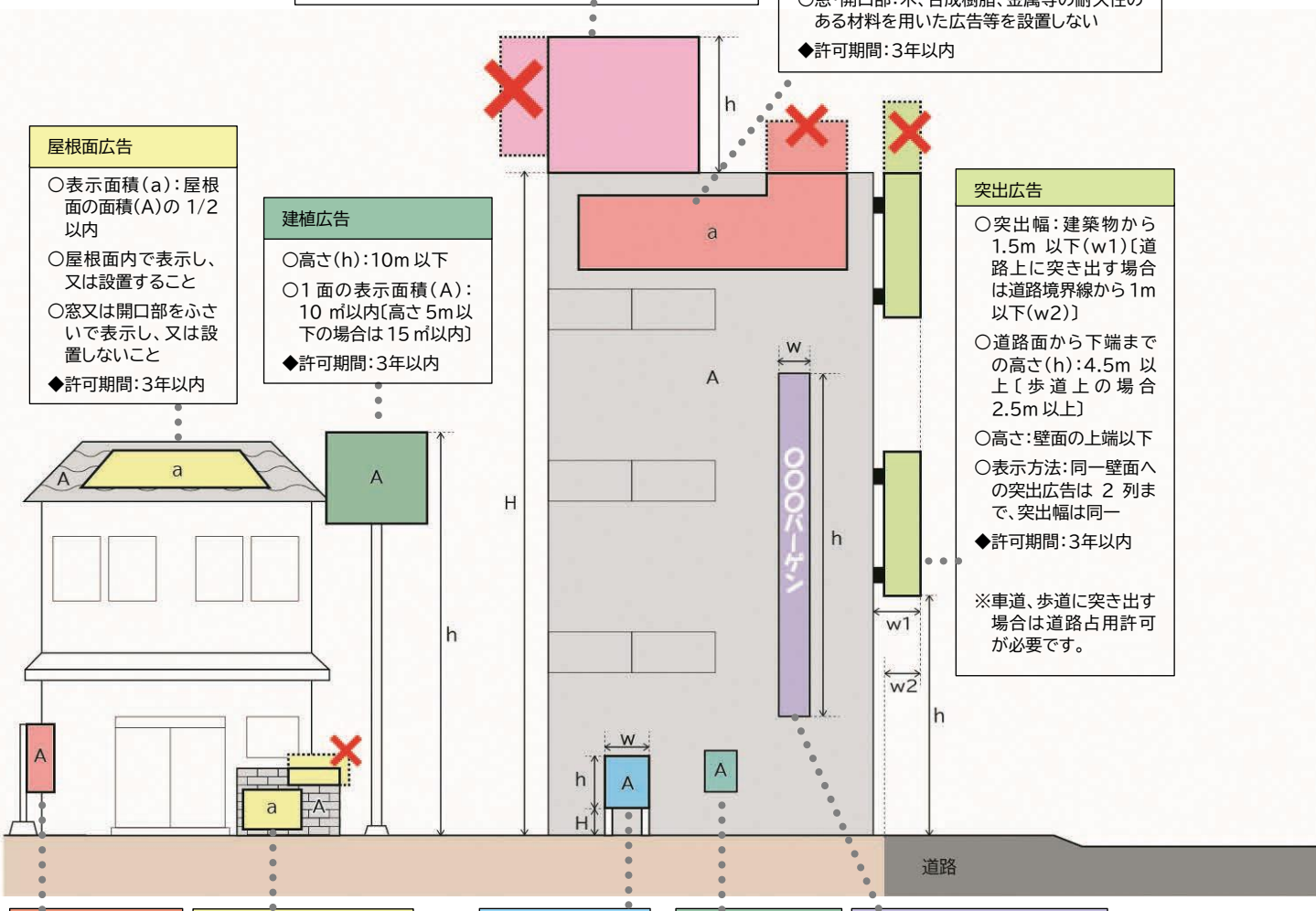

広告旗
- ○1面の表示面積(A)：1 ㎡以内
- ◆許可期間：30 日以内

塀、垣広告
- ○表示面積(a)：塀・垣の面積(A)の 1/2 以内
- ○表示・設置できる範囲：塀・垣の内側、塀・垣から突き出さない
- ◆許可期間：3年以内

立看板等
- ○大きさ：横(w)1m以下、縦(h)2m以下
- ○脚の長さ(H)：0.5m以下
- ◆許可期間：30 日以内
- ※原則、車道、歩道上には掲出できません。

貼り紙・貼り札等
- ○表示面積(A)：1 ㎡以内
- ◆許可期間：30 日以内

広告幕
- ○壁面を利用する場合(懸垂幕)の大きさ：幅(w)1.8m 以下、長さ(h)20m以下
- ○道路を横断する場合の道路面から下端までの高さ：4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
- ◆許可期間：30 日以内

第一種 許可地域

第一種許可地域の共通基準 Ⅱ

- ☐ 電飾は、昼間も景観を損なわず点滅速度も穏やかなこと。
- ☐ 周囲の建築物、景観と調和すること。
- ☐ 熊本市景観計画に定められた広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項に適合すること。(P22～32 参照)

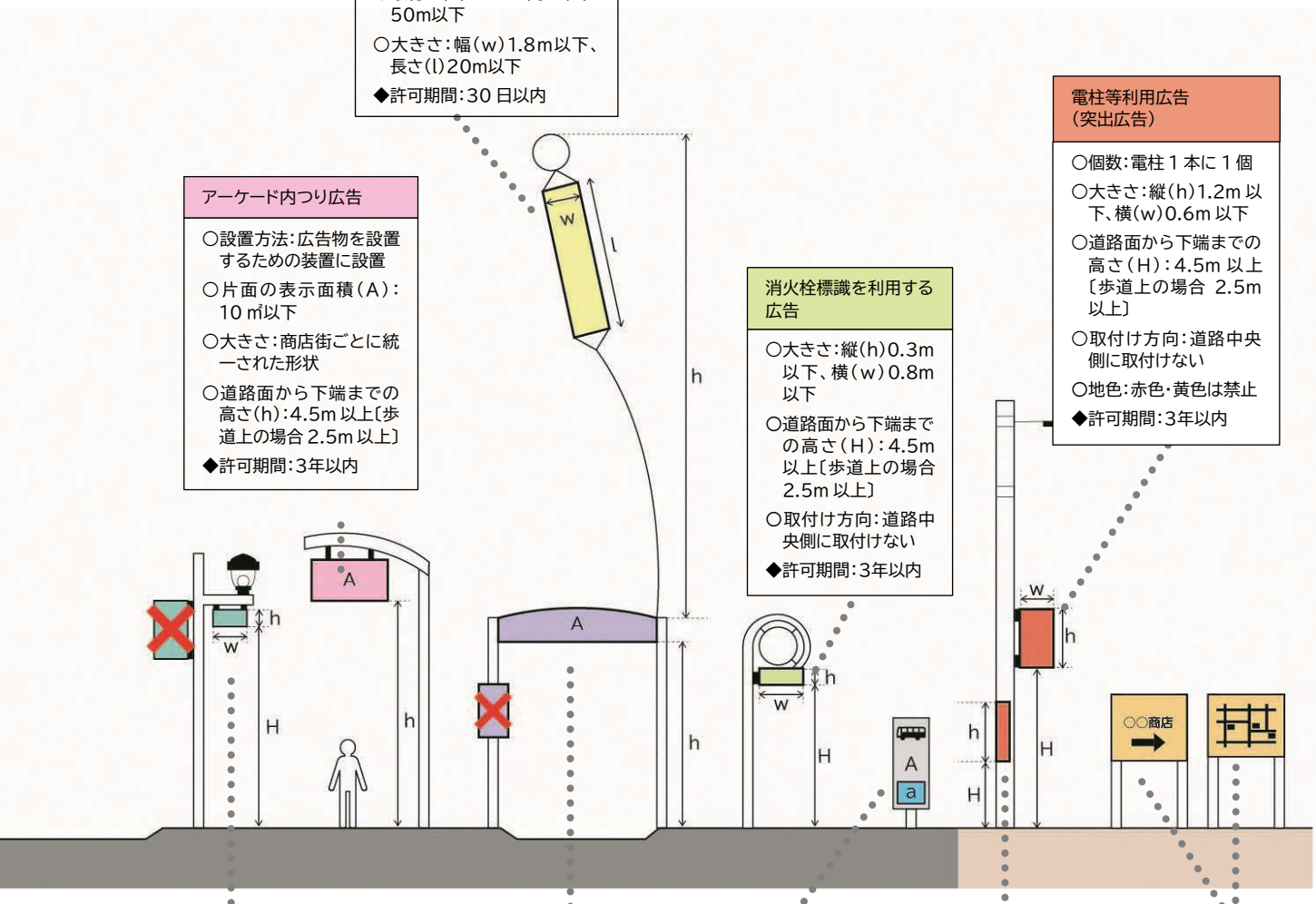

アドバルーン

- ○取付け位置からの高さ(h):50m以下
- ○大きさ:幅(w)1.8m以下、長さ(l)20m以下
- ◆許可期間:30 日以内

アーケード内つり広告

- ○設置方法:広告物を設置するための装置に設置
- ○片面の表示面積(A):10 ㎡以下
- ○大きさ:商店街ごとに統一された形状
- ○道路面から下端までの高さ(h):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
- ◆許可期間:3年以内

消火栓標識を利用する広告

- ○大きさ:縦(h)0.3m 以下、横(w)0.8m 以下
- ○道路面から下端までの高さ(H):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
- ○取付け方向:道路中央側に取付けない
- ◆許可期間:3年以内

電柱等利用広告(突出広告)

- ○個数:電柱 1 本に 1 個
- ○大きさ:縦(h)1.2m 以下、横(w)0.6m 以下
- ○道路面から下端までの高さ(H):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
- ○取付け方向:道路中央側に取付けない
- ○地色:赤色・黄色は禁止
- ◆許可期間:3年以内

街路灯広告

- ○表示方法:街路灯 1 本に 1 個、巻付け広告・直塗広告は禁止
- ○大きさ:縦(h)0.3m 以下、横(w)0.6m 以下、規格を統一
- ○道路面から下端までの高さ(H):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
- ○取付け方向:道路中央側に取付けない
- ○表示・設置主体:商店街、自治会、町内会等
- ○地色:赤色・黄色は禁止
- ◆許可期間:3年以内

アーチ広告

- ○1面の表示面積(A):30 ㎡以内
- ○道路面から下端までの高さ(h):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m以上〕
- ○支柱への表示・設置:不可
- ◆許可期間:3年以内

バス停留所標識等を利用する広告

- ○表示面積(a):表示板の面積(A)の 1/3 以内
- ○表示方法:車両の進行して来る方向から展望できない面に表示
- ○地色:赤色及び黄色は使用しない
- ◆許可期間:3年以内

電柱等利用広告(巻付け広告)

- ○個数:電柱 1 本に 1 個
- ○長さ(h):1.8m 以下
- ○地上から下端までの高さ(H):1.2m 以上
- ○取付け方向:道路中央側に取付けない
- ○地色:赤色・黄色は禁止
- ◆許可期間:3年以内

道標、案内図板

- ○道標の表示内容:名称、距離、矢印➔に限る
- ○高さ、面積など:広告物等の種類による
- ◆許可期間:3年以内

各地域別の基準

第二種 許可地域

共通基準と広告物種類毎の基準の両方に適合する必要があります。

第二種許可地域の共通基準 Ⅰ

□ 許可を受けて掲出できる広告合計面積
　1事業所等又は一団の土地につき合計面積100㎡以内
□ 許可申請不要：自家用広告物　合計面積10㎡以内

広告物種類毎の基準

屋上広告
- ○高さ(h)：地上から下端までの高さ(H)の1/3以内
- ○地上から上端までの高さ(H+h)：52m以下
- ○表示・設置できる範囲：建築物の壁面の真上垂直面以内
- ○形態意匠：支柱等が見えないよう外枠等で覆うこと
- ◆許可期間：3年以内

壁面広告
- ○表示面積(a)：壁面の面積(A)の1/2以内
- ○表示・設置できる範囲：壁面内
- ○窓・開口部：木、合成樹脂、金属等の耐久性のある材料を用いた広告等を設置しない
- ◆許可期間：3年以内

屋根面広告
- ○表示面積(a)：屋根面の面積(A)の1/2以内
- ○屋根面内で表示し、又は設置すること
- ○窓又は開口部をふさいで表示し、又は設置しないこと
- ◆許可期間：3年以内

建植広告
- ○高さ(h)：13m以下
- ○1面の表示面積(A)：15㎡以内〔高さ5m以下の場合は20㎡以内〕
- ◆許可期間：3年以内

突出広告
- ○突出幅：建築物から1.5m以下(w1)〔道路上に突き出す場合は道路境界線から1m以下(w2)〕
- ○道路面から下端までの高さ(h)：4.5m以上〔歩道上の場合2.5m以上〕
- ○高さ：壁面の上端以下
- ○表示方法：同一壁面への突出広告は2列まで、突出幅は同一
- ◆許可期間：3年以内

※車道、歩道に突き出す場合は道路占用許可が必要です。

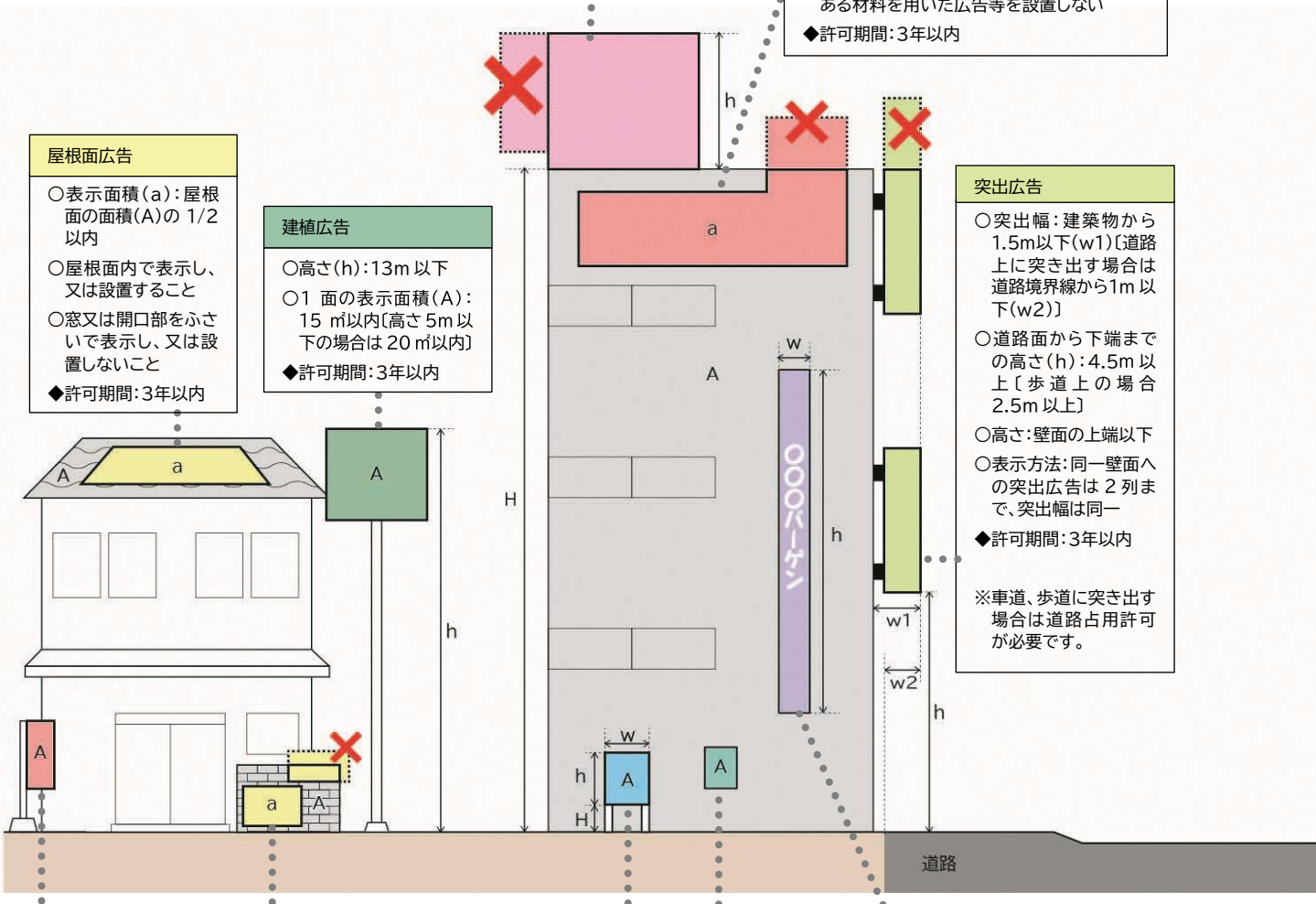

広告旗
- ○1面の表示面積(A)：1㎡以内
- ◆許可期間：30日以内

塀、垣広告
- ○表示面積(a)：塀・垣の面積(A)の1/2以内
- ○表示・設置できる範囲：塀・垣の内側、塀・垣から突き出さない
- ◆許可期間：3年以内

立看板等
- ○大きさ：横(w)1m以下、縦(h)2m以下
- ○脚の長さ(H)：0.5m以下
- ◆許可期間：30日以内
- ※原則、車道、歩道上には掲出できません。

貼り紙・貼り札等
- ○表示面積(A)：1㎡以内
- ◆許可期間：30日以内

広告幕
- ○壁面を利用する場合(懸垂幕)の大きさ：幅(w)1.8m以下、長さ(h)20m以下
- ○道路を横断する場合の道路面から下端までの高さ：4.5m以上〔歩道上の場合2.5m以上〕
- ◆許可期間：30日以内

第二種 許可地域

第二種許可地域の共通基準 Ⅱ

- ☐ 電飾は、昼間も景観を損なわず点滅速度も穏やかなこと。
- ☐ 周囲の建築物、景観と調和すること。
- ☐ 熊本市景観計画に定められた広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項に適合すること。(P22～32 参照)

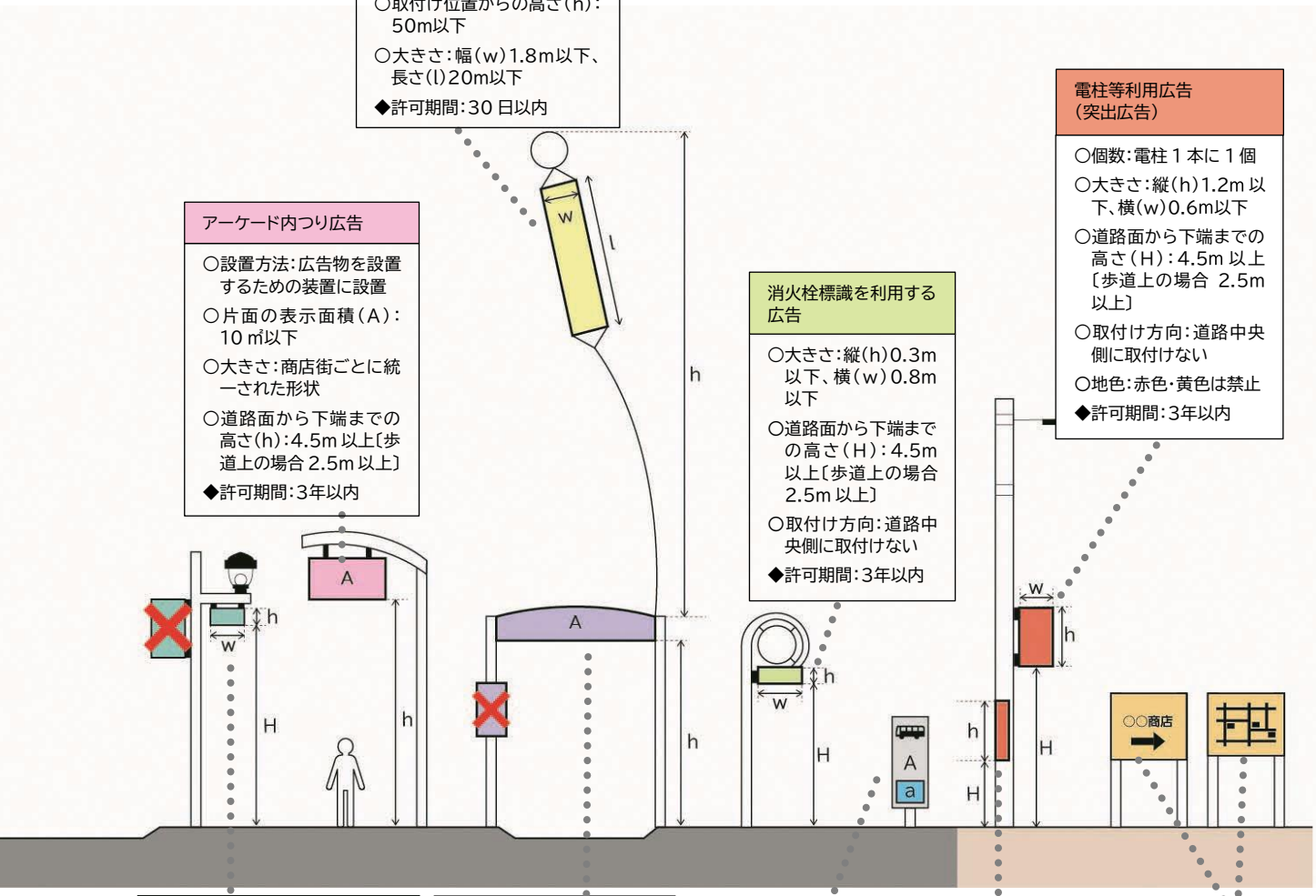

アドバルーン

- ○取付け位置からの高さ(h):50m以下
- ○大きさ:幅(w)1.8m以下、長さ(l)20m以下
- ◆許可期間:30 日以内

アーケード内つり広告

- ○設置方法:広告物を設置するための装置に設置
- ○片面の表示面積(A):10 ㎡以下
- ○大きさ:商店街ごとに統一された形状
- ○道路面から下端までの高さ(h):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
- ◆許可期間:3年以内

消火栓標識を利用する広告

- ○大きさ:縦(h)0.3m 以下、横(w)0.8m 以下
- ○道路面から下端までの高さ(H):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
- ○取付け方向:道路中央側に取付けない
- ◆許可期間:3年以内

電柱等利用広告(突出広告)

- ○個数:電柱 1 本に 1 個
- ○大きさ:縦(h)1.2m 以下、横(w)0.6m以下
- ○道路面から下端までの高さ(H):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
- ○取付け方向:道路中央側に取付けない
- ○地色:赤色・黄色は禁止
- ◆許可期間:3年以内

街路灯広告

- ○表示方法:街路灯 1 本に 1 個、巻付け広告・直塗広告は禁止
- ○大きさ:縦(h)0.3m 以下、横(w)0.6m 以下、規格を統一
- ○道路面から下端までの高さ(H):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
- ○取付け方向:道路中央側に取付けない
- ○表示・設置主体:商店街、自治会、町内会等
- ○地色:赤色・黄色は禁止
- ◆許可期間:3年以内

アーチ広告

- ○1面の表示面積(A):30 ㎡以内
- ○道路面から下端までの高さ(h):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
- ○支柱への表示・設置:不可
- ◆許可期間:3年以内

バス停留所標識等を利用する広告

- ○表示面積(a):表示板の面積(A)の 1/3 以内
- ○表示方法:車両の進行して来る方向から展望できない面に表示
- ○地色:赤色及び黄色は使用しない
- ◆許可期間:3年以内

電柱等利用広告(巻付け広告)

- ○個数:電柱 1 本に 1 個
- ○長さ(h):1.8m 以下
- ○地上から下端までの高さ(H):1.2m 以上
- ○取付け方向:道路中央側に取付けない
- ○地色:赤色・黄色は禁止
- ◆許可期間:3年以内

道標、案内図板

- ○道標の表示内容:名称、距離、矢印➔に限る
- ○高さ、面積など:広告物等の種類による
- ◆許可期間:3年以内

各地域別の基準

第三種 許可地域

共通基準と広告物種類毎の基準の両方に適合する必要があります。

第三種許可地域の共通基準 Ⅰ

- ☐ 許可を受けて掲出できる広告合計面積：制限なし
- ☐ 許可申請不要：自家用広告物　合計面積 10 ㎡以内
- ☐ 建植広告（自家用広告物及び管理用広告物を除く）の表示面積の合計は、一団の土地につき 100 ㎡以内

広告物種類毎の基準

屋上広告
- ○高さ（h）：地上から下端までの高さ（H）の 1/2 以内
- ○地上から上端までの高さ（H+h）：52m 以下
- ○表示・設置できる範囲：建築物の壁面の真上垂直面以内
- ○形態意匠：支柱等が見えないよう外枠等で覆うこと
- ◆許可期間：3年以内

壁面広告
- ○表示面積（a）：壁面の面積（A）の 1/2 以内
- ○表示・設置できる範囲：壁面内
- ○窓・開口部：木、合成樹脂、金属等の耐久性のある材料を用いた広告等を設置しない
- ◆許可期間：3年以内

屋根面広告
- ○表示面積（a）：屋根面の面積（A）の 1/2 以内
- ○屋根面内で表示し、又は設置すること
- ○窓又は開口部をふさいで表示し、又は設置しないこと
- ◆許可期間：3年以内

建植広告
- ○高さ（h）：15m 以下
- ○1 面の表示面積（A）：20 ㎡以内〔高さ 5m 以下の場合は 30 ㎡以内〕
- ○1 団の土地につき合計面積 100 ㎡以内（自家用広告物及び自己管理地用広告物を除く。）
- ◆許可期間：3年以内

突出広告
- ○突出幅：建築物から 1.5m以下（w1）〔道路上に突き出す場合は道路境界線から1m 以下（w2）〕
- ○道路面から下端までの高さ（h）：4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
- ○高さ：壁面の上端以下
- ○表示方法：同一壁面への突出広告は 2 列まで、突出幅は同一
- ◆許可期間：3年以内

※車道、歩道に突き出す場合は道路占用許可が必要です。

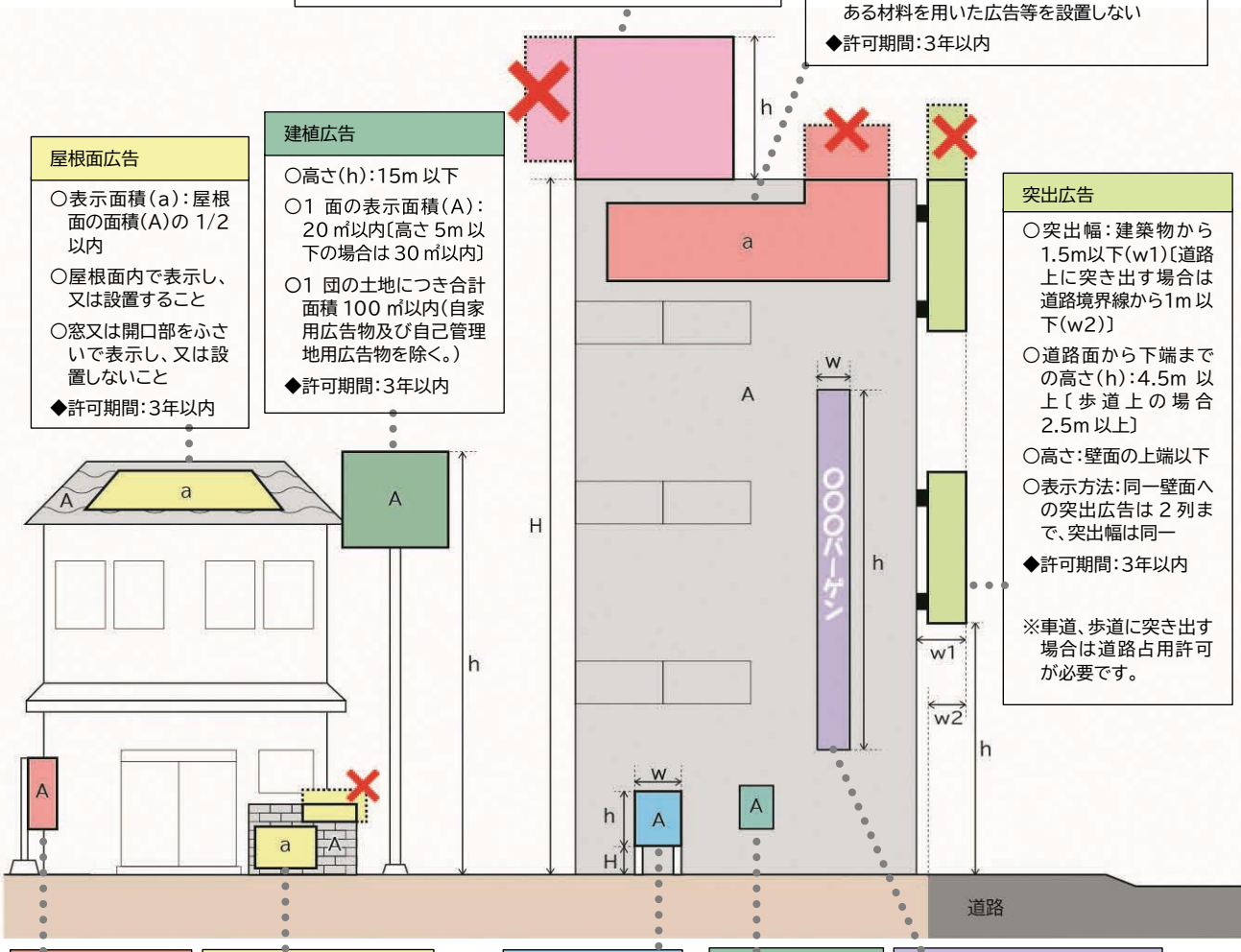

広告旗
- ○1面の表示面積（A）：1 ㎡以内
- ◆許可期間：30 日以内

塀、垣広告
- ○表示面積（a）：塀・垣の面積（A）の 1/2 以内
- ○表示・設置できる範囲：塀・垣の内側、塀・垣から突き出さない
- ◆許可期間：3年以内

立看板等
- ○大きさ：横（w）1m以下、縦（h）2m以下
- ○脚の長さ（H）：0.5m以下
- ◆許可期間：30 日以内
- ※原則、車道、歩道上には掲出できません。

貼り紙・貼り札等
- ○表示面積（A）：1 ㎡以内
- ◆許可期間：30 日以内

広告幕
- ○壁面を利用する場合（懸垂幕）の大きさ：幅（w）1.8m 以下、長さ（h）20m以下
- ○道路を横断する場合の道路面から下端までの高さ：4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
- ◆許可期間：30 日以内

第三種 許可地域

第三種許可地域の共通基準 Ⅱ

- ☐ 電飾は、昼間も景観を損なわず点滅速度も穏やかなこと。
- ☐ 周囲の建築物、景観と調和すること。
- ☐ 熊本市景観計画に定められた広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項に適合すること。(P22～32 参照)

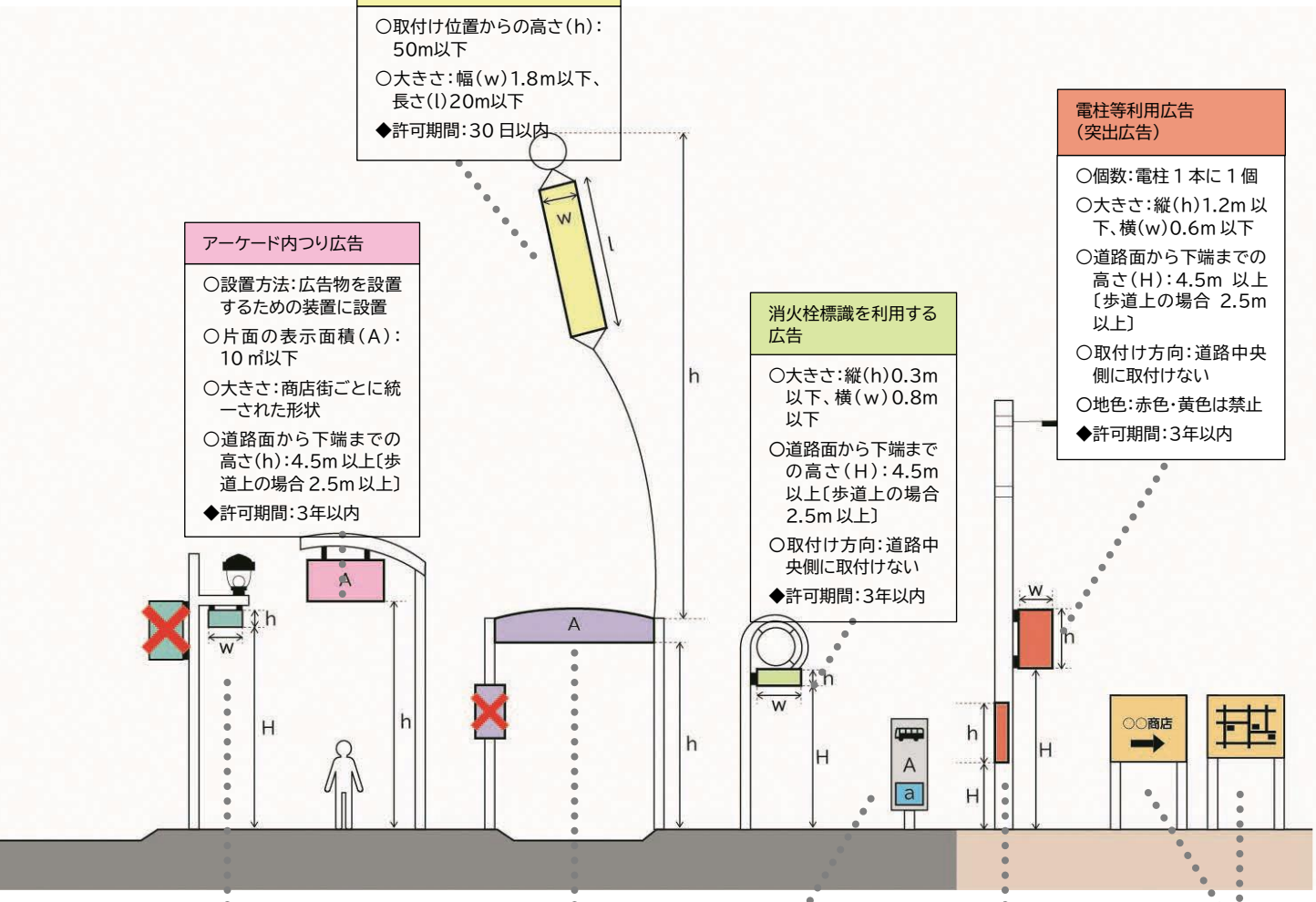

アドバルーン

○取付け位置からの高さ(h):50m以下
○大きさ:幅(w)1.8m以下、長さ(l)20m以下
◆許可期間:30 日以内

アーケード内つり広告

○設置方法:広告物を設置するための装置に設置
○片面の表示面積(A):10 ㎡以下
○大きさ:商店街ごとに統一された形状
○道路面から下端までの高さ(h):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
◆許可期間:3年以内

消火栓標識を利用する広告

○大きさ:縦(h)0.3m 以下、横(w)0.8m 以下
○道路面から下端までの高さ(H):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
○取付け方向:道路中央側に取付けない
◆許可期間:3年以内

電柱等利用広告(突出広告)

○個数:電柱1本に1個
○大きさ:縦(h)1.2m 以下、横(w)0.6m 以下
○道路面から下端までの高さ(H):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
○取付け方向:道路中央側に取付けない
○地色:赤色・黄色は禁止
◆許可期間:3年以内

街路灯広告

○表示方法:街路灯1本に1個、巻付け広告・直塗広告は禁止
○大きさ:縦(h)0.3m 以下、横(w)0.6m 以下、規格を統一
○道路面から下端までの高さ(H):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
○取付け方向:道路中央側に取付けない
○表示・設置主体:商店街、自治会、町内会等
○地色:赤色・黄色は禁止
◆許可期間:3年以内

アーチ広告

○1面の表示面積(A):30 ㎡以内
○道路面から下端までの高さ(h):4.5m 以上〔歩道上の場合 2.5m 以上〕
○支柱への表示・設置:不可
◆許可期間:3年以内

バス停留所標識等を利用する広告

○表示面積(a):表示板の面積(A)の1/3 以内
○表示方法:車両の進行して来る方向から展望できない面に表示
○地色:赤色及び黄色は使用しない
◆許可期間:3年以内

電柱等利用広告(巻付け広告)

○個数:電柱1本に1個
○長さ(h):1.8m 以下
○地上から下端までの高さ(H):1.2m 以上
○取付け方向:道路中央側に取付けない
○地色:赤色・黄色は禁止
◆許可期間:3年以内

道標、案内図板

○道標の表示内容:名称、距離、矢印➔に限る
○高さ、面積など:広告物等の種類による
◆許可期間:3年以内

8.熊本市景観計画で定める景観への配慮事項等

景観法に基づく「熊本市景観計画」では、大規模な広告物等を掲出するときは、それぞれの地区や地域の景観形成基準を定めています。（熊本市景観計画　第5章屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限）

特定施設届出地区内、景観形成地区内に掲出する場合	それ以外の場所に掲出する場合
1事業所等につき表示面積の合計が禁止地域で 5 ㎡又は許可地域で 10 ㎡を超える広告物等で、次のいずれかに該当するもの ● 一般広告物 ● 道標 ● 案内図板	1事業所等につき表示面積の合計が、禁止地域で 5 ㎡又は許可地域で10 ㎡を超える広告物等で、次のいずれかに該当するもの ● 建植広告で高さが 12mを超えるもの又は1面の表示面積が 15 ㎡を超えるもの ● 建築物に付随するもので建築物の軒の高さから5mを超えるもの又は1面の表示面積が 15 ㎡を超えるもの ● 高さが12mを超える建築物に付随するもの
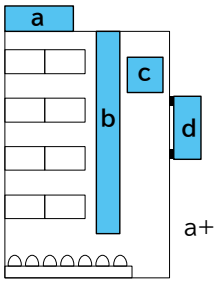 a+b+c+d＞ 5㎡(禁止地域) 10㎡(許可地域)	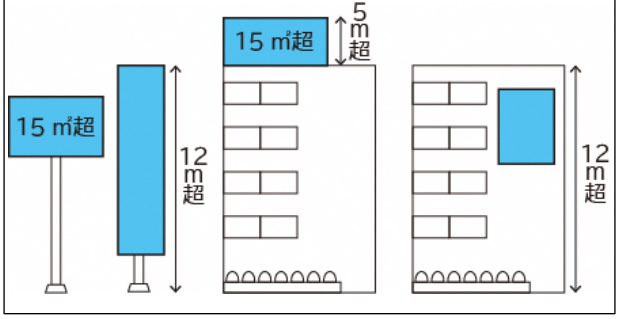
特定施設届出地区	景観形成地区（熊本空港周辺）	重点地域	それ以外
○特定施設届出地区内の屋外広告物の景観形成基準 ⇒参照 P30～31	○景観形成地区（熊本空港周辺）の屋外広告物の景観形成基準 ⇒参照 P32	○市全域の景観形成基準 ⇒参照 P23 ○重点地域の景観形成基準 ⇒参照 P24～29	○市全域の景観形成基準 ⇒参照 P23

※境界付近の詳細な場所については、都市デザイン課へお尋ねください。

大規模屋外広告物の景観形成基準

❶ 市全域

位置・高さ

- 遠景の山々や景観資源に対する道路（又は特別の視点場）からの眺望を損なわないように、道路境界からの後退や高さをおさえるように努めること。
- 街並みの一員として参加し、周辺の街並みから突出しないように努めること。
- 建物に附帯する場合は、建物とのバランスをくずさず、建物の前面に突出しない位置となるように努めること。

数量・面積

- 史跡の周辺等、景観上重要な地点では、屋外広告物の掲出は極力行わないように努めること。
- 可能な限り総量を抑えるように努めること。
- 複数ある場合には、大きさをそろえるか、あるいは集合化に努めること。

表現方法

- 記号化や図案化によって文字数を減らし、シンプルにまとめるように努めること。

色彩・照明・素材等

- 建植広告等においては、周囲の良好な自然景観を阻害しないように配慮すること。
- 建物や周辺の色彩との調和を図ること。
- 街路樹のある通りに接して掲出する場合は、緑の色彩に調和するように努めること。
- 配色数は、可能な限り少なくするように努めること。
- ネオンサイン等発光を伴うものは、周辺の夜景との調和を図ること。特に、落ち着いた住宅地等に隣接する場合は、環境をみださないように配慮すること。
- 周辺と調和した素材を用いるように努めること。

その他

- 塗料のはげ落ちや、破損等による景観の不調和をきたさないよう、管理・運営面での対策を講じること。
- 不用な看板を放置しないように努めること。

❷ 重点地域

（ア）　熊本城周辺地域

- 煙突状の屋上広告は、掲出しないこと。
- 建築物本体と一体的なデザインとし、建築物のデザインや規模との調和に配慮すること。

熊本城特別地区

- 屋上広告は、掲出しないこと。
- 屋外広告物の基調色は、高彩度とならないように努めること。
- 屋外広告物の照明は、熊本城の夜間景観に配慮して、過度な明るさ及び派手な色彩とならないように努めること。

京町台地地区

- 屋上広告の高さは、海抜 63mを超えないこと。

一般地区

- 屋上広告の高さは、海抜55mを超えないこと。
- シンボルロードからの熊本城天守閣への良好な眺望を守るために、突出広告の掲出はしないように努めること。

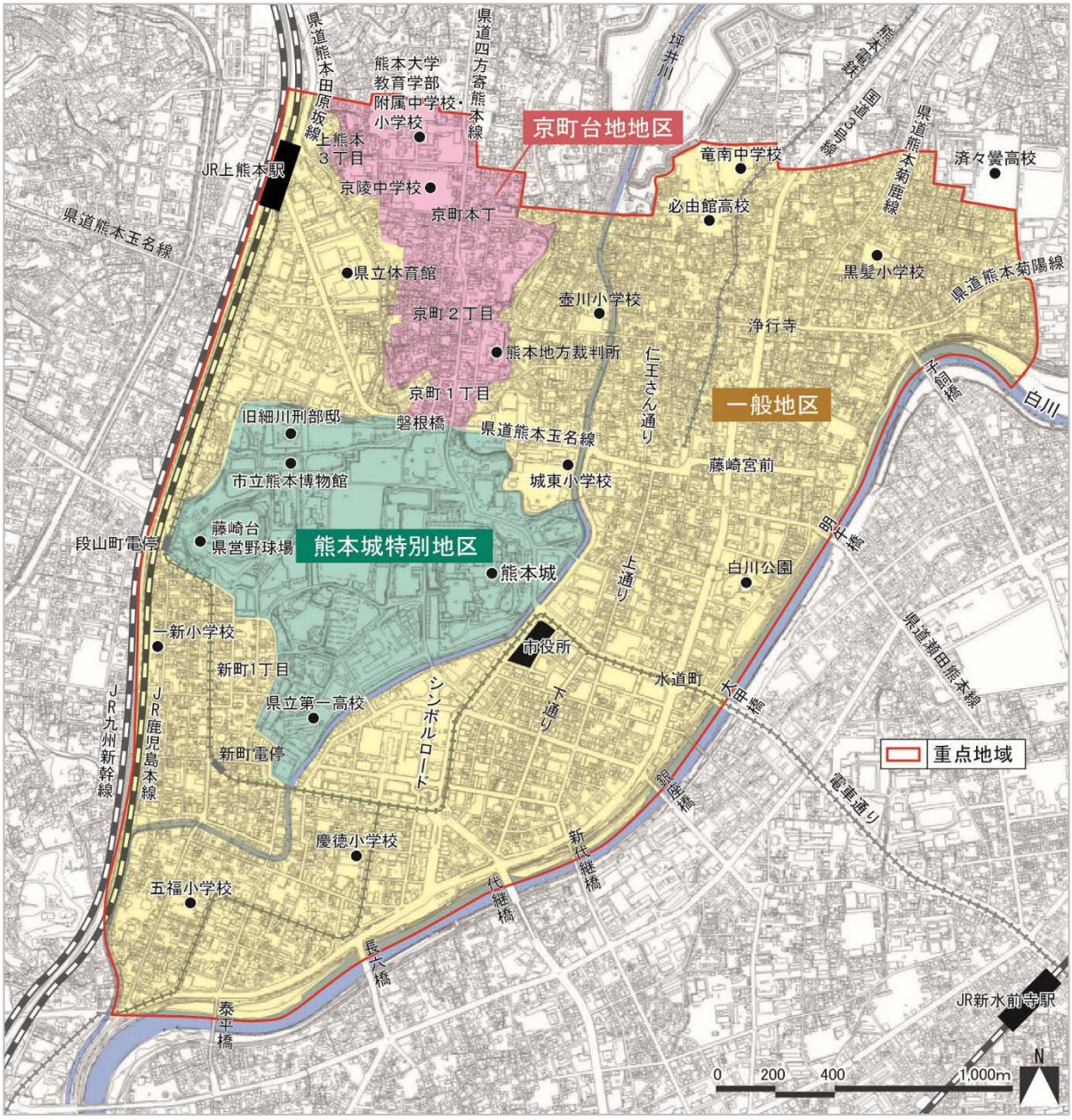

（イ）　水前寺周辺地域

- 古今伝授の間の前の視点場からの水前寺成趣園東側周辺の眺望範囲に位置する建築物等には、屋上広告の掲出はしないこと。ただし、視点場から見えないものは除く。
- 園内から眺望できる建築物等には、屋外広告物の掲出はしないこと。ただし、園内から見えないものの及び自家用のビル名称サイン等は除く。

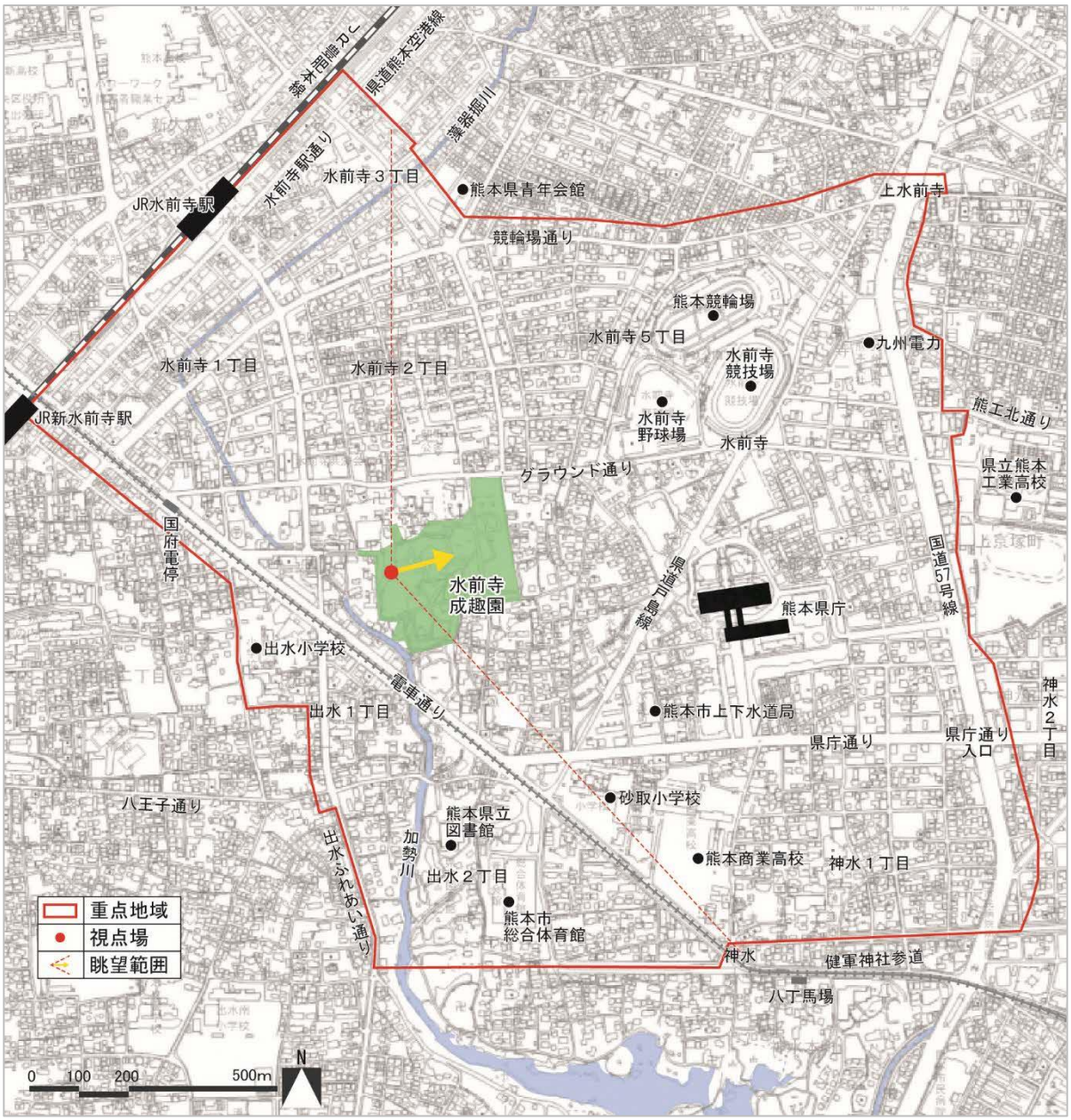

（ウ）　江津湖周辺地域

- 公園内から眺望できる建築物等には、屋上広告の掲出はしないこと。ただし、公園内から見えないもの及び自家用のビル名称サイン等は除く。

（エ）　熊本駅周辺地域

- 東西の駅前広場及び電車通りの境界から 100m 以内には、屋上広告（自家用広告物を除く。）の掲出はしないこと。
- 東西の駅前広場に面して、立て看板、のぼり旗の掲出はしないこと。ただし、短期的なイベント開催時は除く。
- 屋上広告は、建築物の一体化を図り、全体として外形線に凹凸が少ないものとするように努めること。
- 街路樹よりも高い位置に壁面広告等を掲出する場合は、その形状や表示面積は建築物との調和に努めること。
- 東西の駅前広場及び街路樹のある通りに面して掲出する場合は、緑の色彩を意識し、基調色は高彩度とならないように努めること。

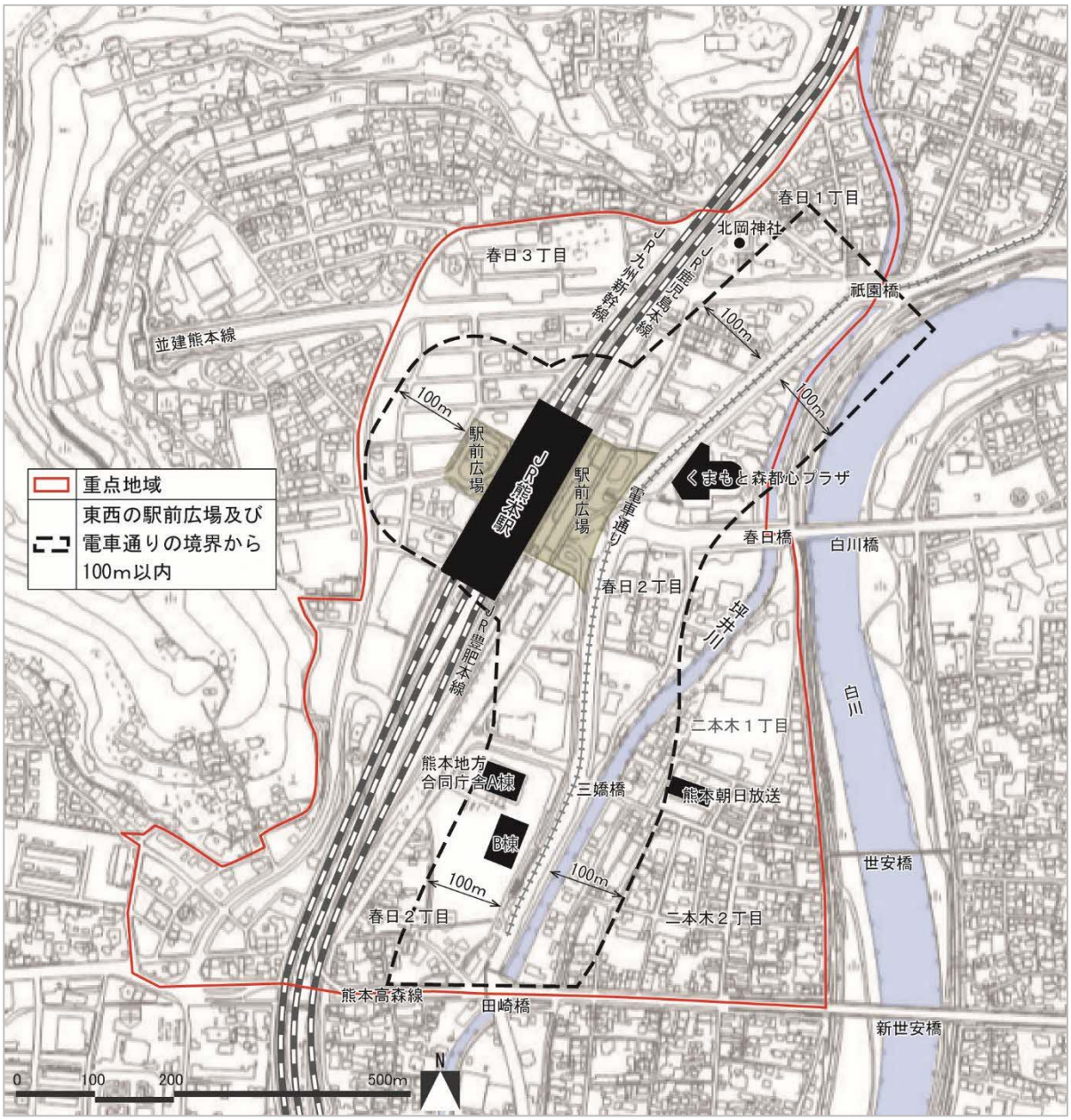

（オ）　電車通沿線地域

- 屋上広告は、建築物の一体化を図り、全体として外形線に凹凸が少ないものとなるように努めること。
- 屋外広告物の基調色は、建築物と同色又は調和した色彩となるように努めること。

（対象地域は、電車通り沿道の道路境界線に接する敷地）

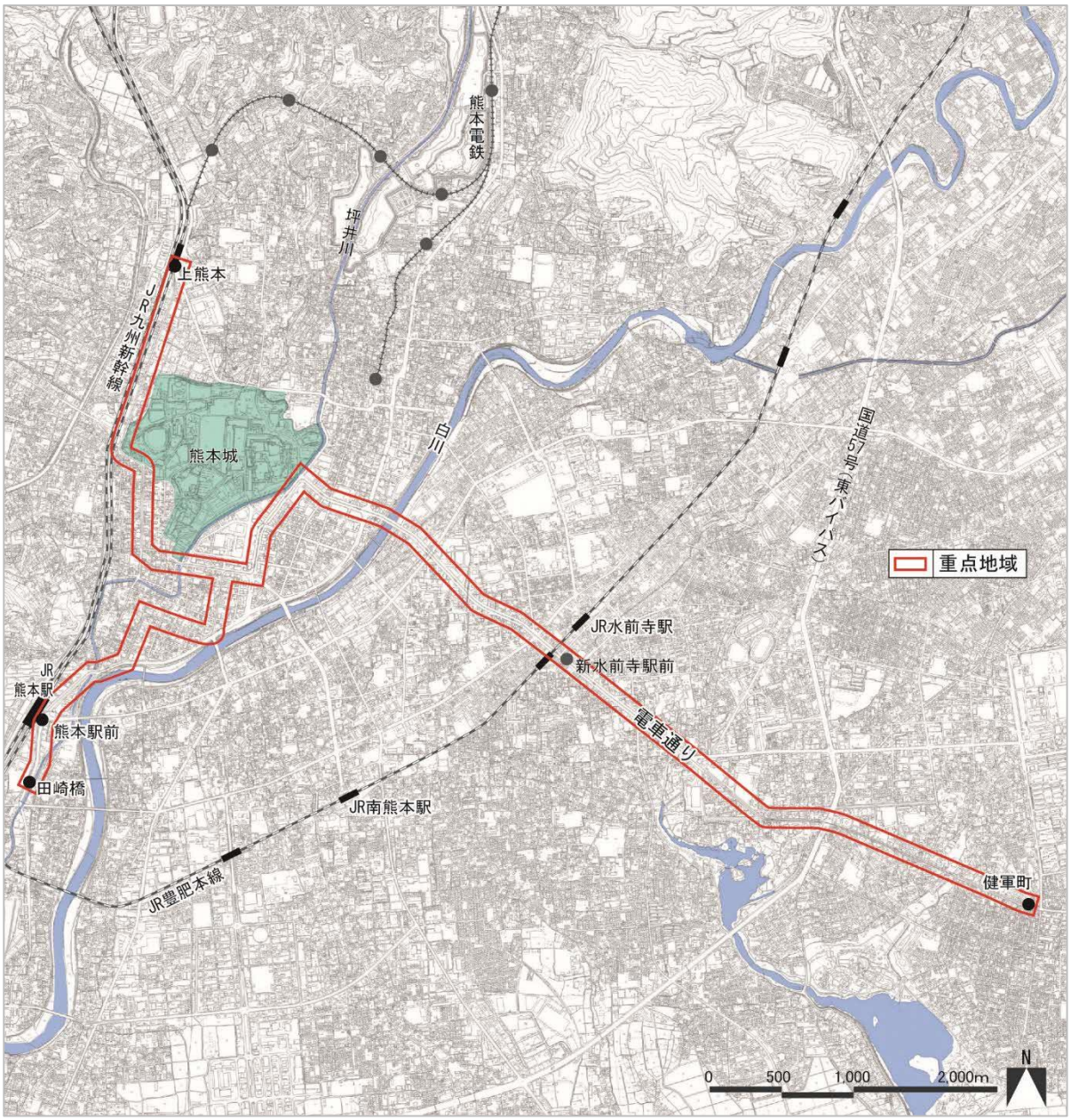

（カ）　白川沿岸地域

- 大甲橋から上流を眺望する場合に、両岸の樹木より高い位置に見える屋外広告物の掲出はしないこと。ただし、自家用の壁面広告、突出広告は除く。
- 川に向けての掲出を避けるように努めること。

（対象地域は、白川沿岸の小磧橋下流側から新世安橋上流側までの区間の河川区域界より 20mの範囲）

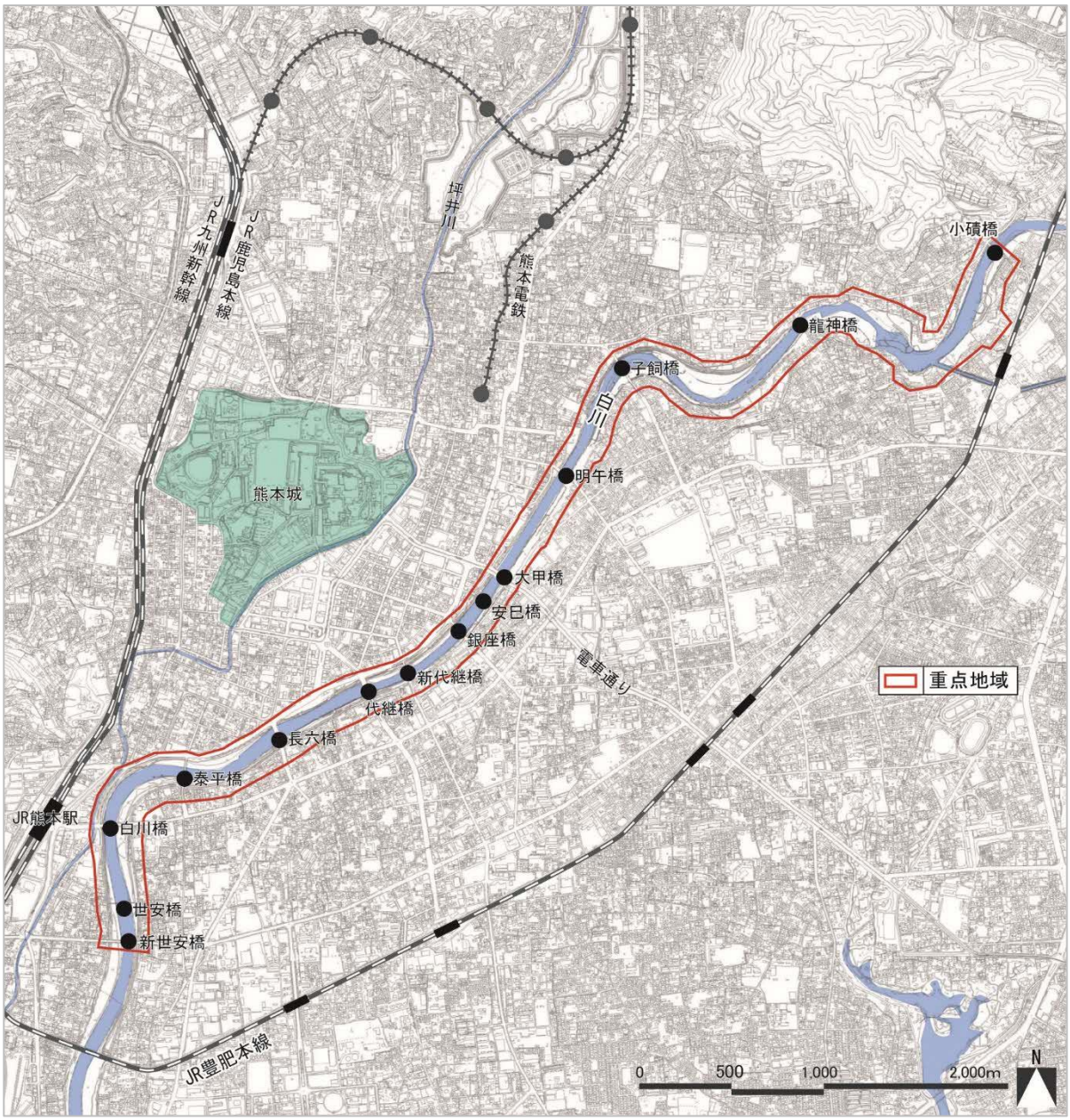

❸ 特定施設届出地区

- 建植広告は、建築物と調和が保てると同時に、沿道において統一性の図れる位置とするように努めること。
- 屋外広告物は、可能な限り総量を抑え、複数ある場合には大きさをそろえるか、集合化するよう努めるとともに、沿道で統一性が取れたものにするように努めること。また、配色数は可能な限り少なくするように努め、建築物や周辺の色彩との調和に配慮すること。
- 建植広告その他の工作物の根元周辺は、修景緑化に努めること。
- 街並みをすっきりとさせるために、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ掲出しないように努めること。

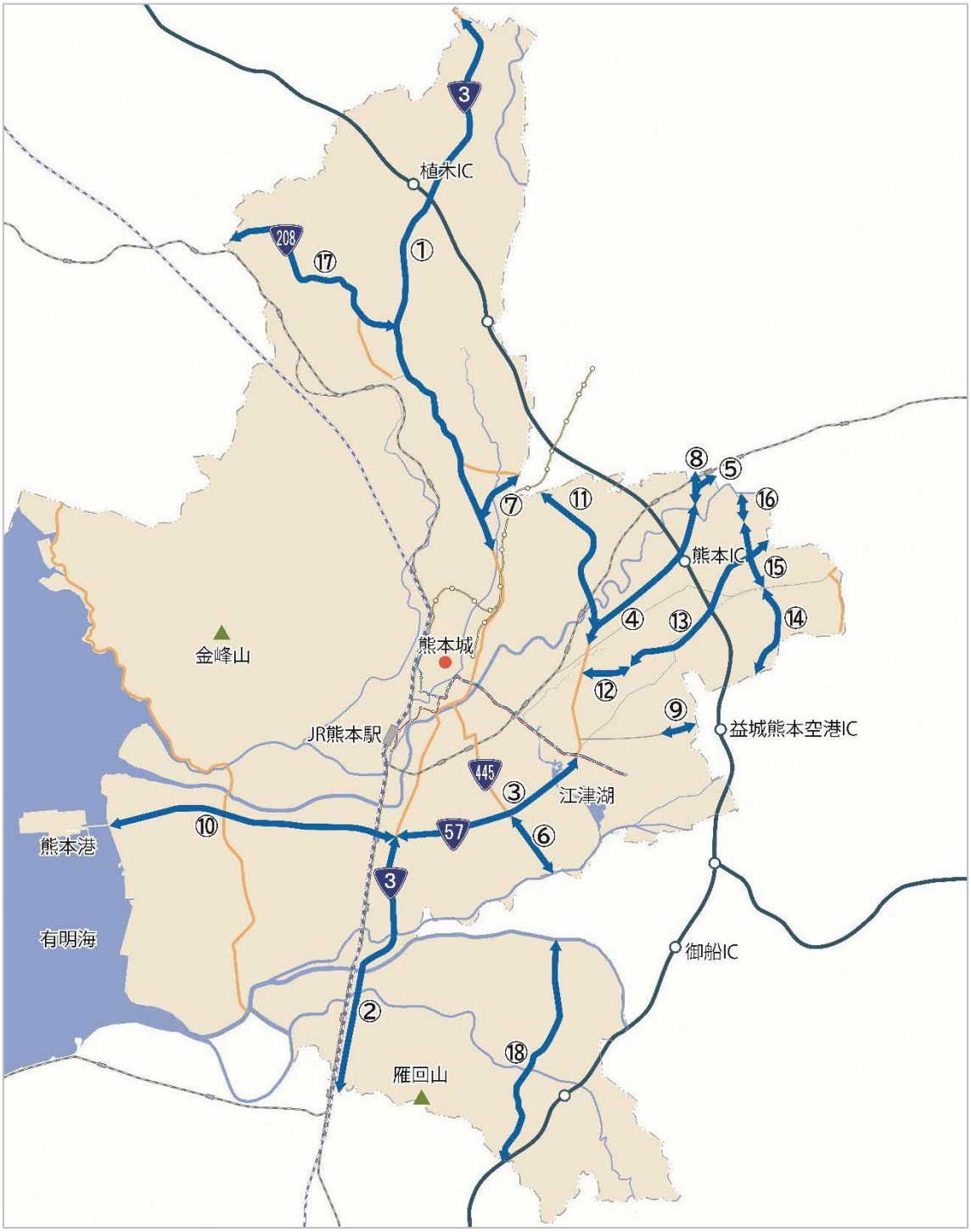

特定施設届出地区（区域の範囲は、路端から20m以内）

	路線名	始点	終点
①	国道3号	市道山室高平3丁目第1号線との交点	熊本市と山鹿市との境界
②	国道3号	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と宇土市との境界
③	国道57号（東バイパス）	県道熊本高森線との交点	国道3号との交点
④	国道57号（東バイパス）	県道熊本空港線との交点	国道57号（菊陽バイパス）との交点
⑤	国道57号（菊陽バイパス）	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑥	国道266号	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と嘉島町との境界
⑦	国道387号	国道3号との交点	熊本市と合志市との境界
⑧	県道住吉熊本線	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑨	県道熊本益城大津線	市道東本町東町第2号線との交点	熊本市と益城町との境界
⑩	県道熊本港線	国道3号との交点	熊本港大橋との交点
⑪	都市計画道路新南部四方寄線	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と合志市との境界
⑫	都市計画道路熊本駅新外線	国道57号（東バイパス）との交点	都市計画道路保田窪菊陽線 との交点
⑬	都市計画道路保田窪菊陽線 （国体道路東西線）	都市計画道路熊本駅新外線との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑭	県道益城菊陽線 （国体道路南北線）	市道戸島町第51号線との交点	県道熊本空港線との交点
⑮	市道鹿帰瀬町戸島線 （国体道路南北線）	県道熊本空港線との交点	県道瀬田熊本線との交点
⑯	県道益城菊陽線 （国体道路南北線）	県道瀬田熊本線との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑰	国道208号	国道3号との交点	熊本市と玉東町との境界
⑱	国道266号	熊本市と嘉島町との境界	熊本市と宇城市との境界

❹ 熊本空港周辺景観形成地区

- 色調、形状、規模、意匠が周辺の景観に調和するよう努めること。
- しっかりした材質のものを使用し、汚れ、たい色、破損等により周辺の景観との調和を乱さないよう努めること。
- 同一敷地内で同一目的の屋外広告物を掲出する場合は、効果性をふまえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくするとともに、掲出位置についても景観との調和に配慮すること。
- 掲出位置、形状、規模、意匠及びベースとなる色調等について、隣接する相互において統一に努め、屋外広告物による景観の創出により、その地域において統一感ある個性の確立を目指すよう努めること。
- ネオンサイン等照明広告については、光害の防止に努めるとともに、昼間の景観にも配慮すること。
- 蛍光塗料は使用しないよう努めること。
- 屋上広告については、屋上あるいは塔屋等の水平投影面からはみ出さないものとし、更に壁面との一体性を持たせることにより、屋外広告物の支持物が見えない構造とする。また、色彩については、建築物の色調と調和するよう努めること。
- 壁面広告は、取付壁面からはみ出さないようにし、下地の色は壁面と合わせるよう努めること。
- 突出広告の上端は、建築物の高さを超えないものとするとともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は設置位置を統一するとともに、形状、意匠、色調等の統一に努めること。
- 窓面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ行わないよう努めること。
- 広告塔は、その高さ、形状、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、景観との調和に努めること。

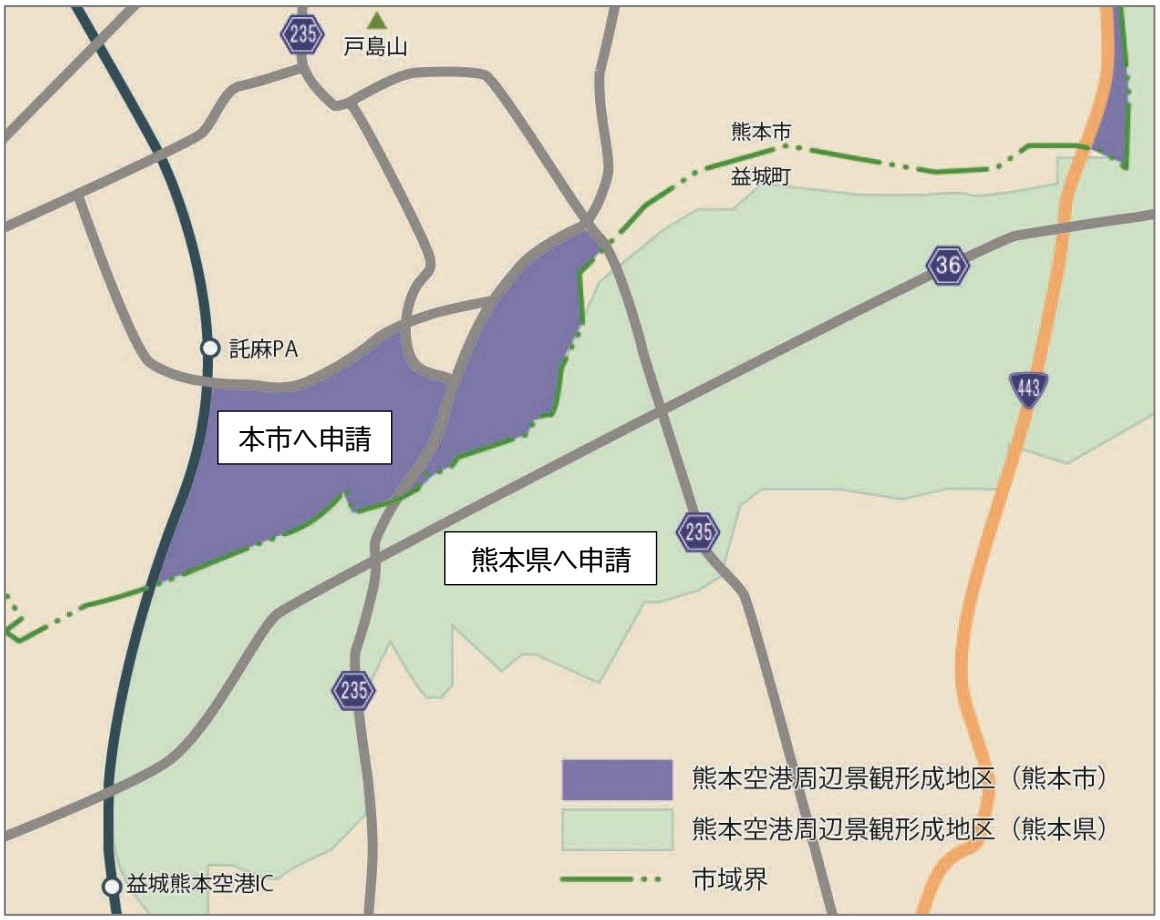

9. 許可申請

申請の流れ

条例の適用が除外される一部の広告物等以外は、全て許可が必要です。また、現在掲出している広告物等を変更する場合も許可が必要です。

本市域内の許可申請は、都市デザイン課までお願いします。

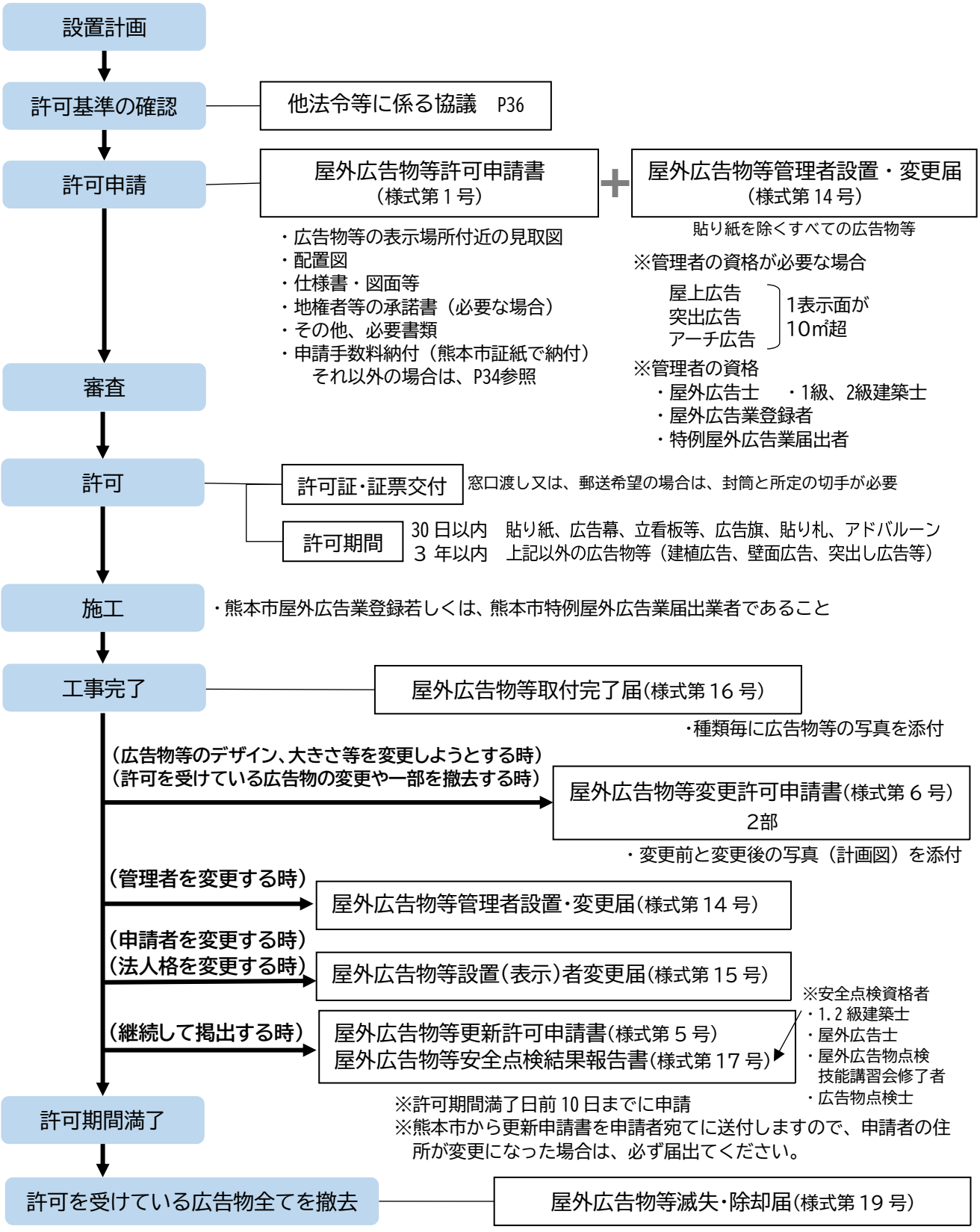

電子申請

広告物等の許可申請(新規・変更・更新)については、原則窓口申請ですが、県外の申請者若しくは熊本市証紙を買い求められない方は電子申請により関係書類を郵送し、手数料を納付書で納めていただくことができます。(熊本市屋外広告物許可申請等手数料条例)

電子申請の利用方法

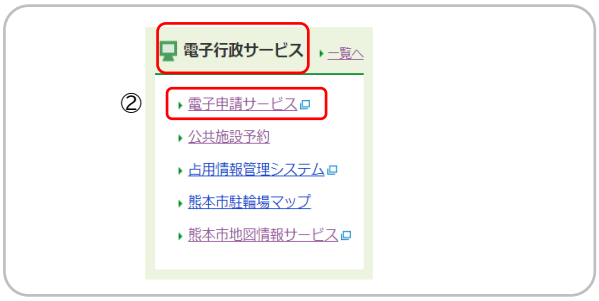

①「熊本市ホームページ」へアクセス

②トップページの左下段の「電子行政サービス」
一覧から「電子申請サービス」を選択します。

・「手続き申込み」ページ

③「手続き名」に「屋外広告」と入力

④「絞り込み検索する」

⑤「手続き一覧」の
「屋外広告物許可申請等関係」を選択

⑥「利用者登録せずに申し込む」
若しくは
「利用者登録される方」を選択し、

必要な手続きを進めてください。

屋外広告物許可申請手数料一覧【熊本市屋外広告物許可申請等手数料条例】

種別			単位	手数料の額
簡易広告	貼り紙		1 枚につき	5 円
	広告幕		1 枚につき	600 円
	立看板等		1 枚につき	150 円
	広告旗		1 本につき	150 円
	貼り札		1 枚につき	150 円
電柱等利用広告			巻付広告、塗り広告又は突出広告 1 個につき	300 円
街路灯広告、標識等利用広告			1 個につき	300 円
建植広告（広告塔、広告板、サインポール等） 屋上広告 壁面広告 屋根面広告 アーチ広告 塀広告 垣広告 突出広告		照明がないもの	0.5 ㎡未満のもの 1 個につき	150 円
			0.5 ㎡以上 1 ㎡未満のもの 1 個につき	300 円
			1 ㎡以上 2 ㎡未満のもの 1 個につき	600 円
			2 ㎡以上 5 ㎡未満のもの 1 個につき	900 円
			5 ㎡以上 10 ㎡未満のもの 1 個につき	1,500 円
			10 ㎡以上 20 ㎡未満のもの 1 個につき	3,000 円
			20 ㎡以上 30 ㎡以下のもの 1 個につき	6,000 円
			30 ㎡を超えるもの 1 個につき	1 ㎡増すごとに 300 円を 6,000 円に加算した額
		照明があるもの	0.5 ㎡未満のもの 1 個につき	300 円
			0.5 ㎡以上 1 ㎡未満のもの 1 個につき	600 円
			1 ㎡以上 2 ㎡未満のもの 1 個につき	1,200 円
			2 ㎡以上 5 ㎡未満のもの 1 個につき	1,800 円
			5 ㎡以上 10 ㎡未満のもの 1 個につき	3,000 円
			10 ㎡以上 20 ㎡未満のもの 1 個につき	6,000 円
			20 ㎡以上 30 ㎡以下のもの 1 個につき	12,000 円
			30 ㎡を超えるもの 1 個につき	1 ㎡増すごとに 600 円を 12,000 円に加算した額
特殊広告	気球広告		1 個	1,500 円

他法令等に係る協議

広告物等の設置について、他法令で確認や届出などの手続きが必要な場合があります。

内 容	申請等手続き	窓口
高さが4mを超える広告物等を設置するとき	建築基準法に基づく工作物の確認	熊本市建築指導課
広告物等を道路上(道路の上空)に掲出するとき	道路法に基づく道路占用の許可	道路管理者 (熊本市各区役所担当課)
	道路交通法に基づく道路使用の許可	所管の警察署
地区計画区域内で届出対象となるとき	都市計画法に基づく工作物の建設の届出	熊本市都市政策課
風致地区に広告物等を設置するとき	条例に基づく風致地区内の工作物の設置許可	熊本市都市政策課
農地に広告物等を設置するとき	農地転用許可	熊本市農業委員会

10. 屋外広告業の登録等 【条例第 34 条】

熊本市内で屋外広告業を営む場合には、屋外広告業の登録が必要です。手続きは、熊本市内に営業所を有していなくても必要です。

熊本県の登録を受けている業者の方については、熊本市による登録を行っているものとみなされる制度（特例届出）が適用されます。その場合、熊本市への特例届出が必要です。特例届出に手数料は必要ありません。

※熊本県内の熊本市以外の市町村でも屋外広告業を営まれる方には、熊本県へ登録し、熊本市へ特例届出をされることをお勧めしています。

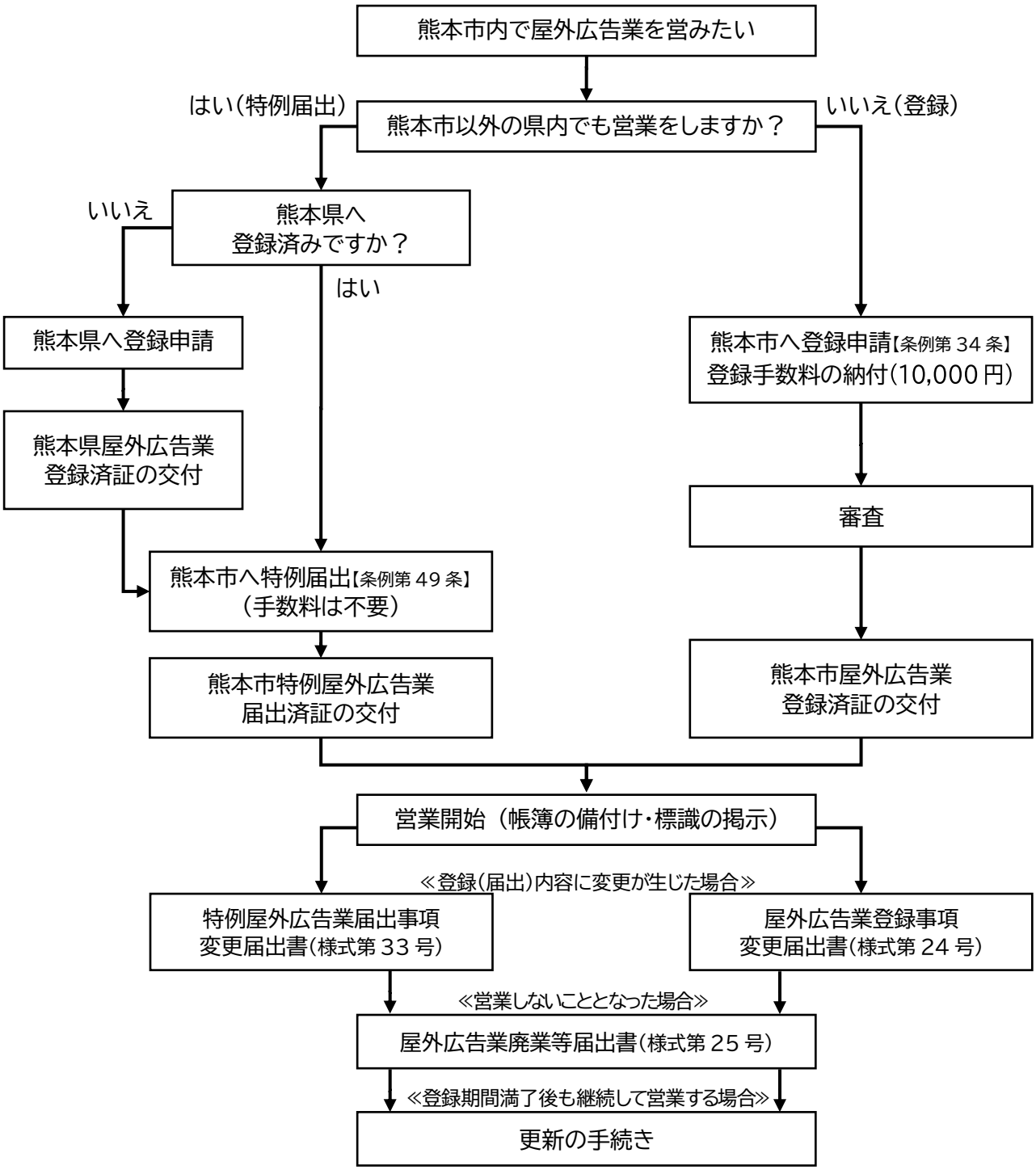

屋外広告業の特例届出

提出書類　　提出部数:1部

1	特例屋外広告業届出書(様式第 32 号)
2	熊本県の登録を受けたことを証する書面(屋外広告業登録済証の写し) ※有効期間内(発行日から 5 年以内)のものに限ります。
3	業務主任者の資格を証する書面の写し ※業務主任者に必要な資格は以下のとおりです。 (1)屋外広告士 (2)全国の都道府県、指定都市や中核市が行う屋外広告物講習会の課程を修了した方 (3)職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練終了者であって広告美術仕上げに係る方
4	返信用封筒(長 3 号サイズ、宛名明記、84 円切手添付) ※「特例屋外広告業届出済証」を発行いたします。

届出の有効期間:5 年以内(熊本県の登録を受けた期間まで)

届出手数料:無料

屋外広告業の登録

提出書類　　提出部数:1部

1	屋外広告業登録申請書(様式第 34 号)
2	登録申請者と役員(法人の場合のみ)及び法定代理人(未成年者のみ)が登録の拒否事由に該当していないことを誓約する誓約書(様式第 35 号)
3	業務主任者の資格を証する書面の写し ※業務主任者に必要な資格は以下のとおりです。 ・ 屋外広告士 ・ 全国の都道府県、指定都市や中核市が行う屋外広告物講習会の課程を修了した方 ・ 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係る方
4	登録申請者と役員(法人の場合のみ)及び法定代理人(未成年者のみ)の略歴書(様式第 23 号)
5	登記事項証明書(法人の場合のみ)(注 1)
6	登録申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面(注 1)
7	登録申請者が法人の場合は、その役員の住民票の写し又はこれに代わる書面(注 1)
8	業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面(注 1)
9	返信用封筒(長 3 号サイズ、宛名明記、84 円切手添付) ※「屋外広告業登録済証」を発行いたします。

(注 1)登記事項証明書、住民票の写しは 3 ヵ月以内に発行された原本を添付してください。

登録の有効期間:5年間

有効期間満了後も、引き続き屋外広告業を営む場合は、登録の有効期間満了日の30日前までに更新の手続きを行わなければなりません。

登録手数料:10, 000円(熊本市証紙)

11. 管理義務と罰則等について

広告物の管理義務と点検義務

広告物等を掲出した後も、広告物等が公衆に対して危害を及ぼすことのないように適宜点検し、管理を適正に行う義務があります。

広告物等の表示者、設置者、管理者、所有者、占有者の皆様は、事故を未然に防止するため、定期的に安全点検を行うとともに、老朽化による倒壊、落下等のおそれがあるものについては、速やかに撤去や改修等を行い、適切な維持管理に努めてください。

罰則等

許可が必要なのに許可を受けなかったり、禁止されている場所や物件に掲出したり、期間を過ぎても除却しなかったり、又、登録等をせずに屋外広告業を営んだとき、その他条例に違反したときには、50万円あるいは30万円以下の罰金に処せられることがあります。(勧告に従わない場合、違反者の氏名等を公表する仕組みを設けています。)

6. 追加　規制を受けない広告物(適用除外)【条例第 10 条】

令和3年4月 熊本市
令和4年1月 改訂
令和5年1月 改訂

問い合わせ先
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1－1 熊本市役所 11階 都市デザイン課
電話 096-328-2508 FAX 096-351-2182